

特ニ此ノ分ニ付キマシテハ稅率ヲ引上ゲナ
イコト致シタノデアリマス、尙今同ノ増
徵ノ施行ノ萬全ヲ期シマスル爲、酒稅法ニ
付其ノ他必要ナル改正ヲ行フコトト致シテ
居リマス、次ニ酒造組合法デアリマスガ、
酒類ノ生產配給ニ付テハ、其ノ統制ヲ強化
スルノ必要ガ、現狀ニ於テ強ク認メラレル
ノデアリマス、從ツテ酒造組合法ヲ酒類業
團體法ト改メマスルト共ニ、其ノ内容ニ付
キマシテ適當ナル改正ヲ行フコトト致シテ
居リマス、此ノ改正ノ第一點ハ清酒、味
淋、燒酎等ノ製造者ニ付テハ、從來ヨリ酒造
組合ヲ設ケテ居ルノデアリマスガ、今回更
ニ他ノ合成清酒、麥酒、雜酒等ノ總テノ酒
類製造者ニ對シマシテ、ソレハ酒造組合
ヲ設置致シマスルト共ニ、組合ノ統制機能
ヲ擴充スル爲ニ組合ノ設立、統制ノ實行等
ニ關スル規定ヲ整備スルコトト致シタノデ
アリマス、第二ニハ生產ト極メテ密接ナ關
係ニ立チマスル配給部門ニ付キマシテモ、
稅法ノ施行其ノ他配給ノ上カラ申シマシテ、
酒類販賣業者ノ團體ヲ系統的ニ整備確立セ
シメマスルト共ニ、是等ノ團體ヲシテ酒類ノ
配給統制ニ關スル機能ヲ擴充強化致セシメ
マスル爲、酒造組合ニ於ケルト同様、設立統
制ノ實行等ニ關スル規定ヲ整備スルコトト
致シタノデアリマス、次ニ清涼飲料稅ニ付キ
マシテハ、其ノ消費ノ性質及ビ酒類トノ權
衡ヲ考慮致シマシテ、總稅額ニ於テ十割
程度ノ增徵ヲ致シタノデアリマス、增徵ノ
割合ハ、第一種玉「ラムネ」ニ輕微デアリマ
シテ、第三種「ソーダ」水等ニ重ク致シテア
リマス、即チ第二種「サイダー」等ニ付キマ
シテハ、一石ニ付三十五圓、第三種「ソーダ」
水ニ付キマシテハ炭酸ガス「キログラム」ニ付
キマシテハ、一百斤ニ付五圓ノ稅率ヲ以テ
特別消費稅ヲ附加スルコトト致シテアルノ
デアリマス、以上一般ト特別兩方ノ課稅ノ
改正是依リマシテ、砂糖消費稅ハ總額ニ於
テ七割程度ノ增徵ト相成ル見込デアリマス、
改正ニ依リマシテ、砂糖消費稅ハ總額ニ於
テ大體八

ラム」ニ付十四圓ノ增徵ヲ致シタノデアリマ
ス、ソレニ依リマシテ「サイダー」普通壠一本
ノ小賣價格ガ二十二錢デアリマスモノガ、是等モ
砂糖消費稅ノ增徵モアリマスノデ、是等モ
合セマシテ一本三十錢程度トナル見込デア
リマス、次ニ取引所稅中取引稅ニ付キマ
シテハ、株式ノ賣買取引ニ對スル現行稅率
萬分ノ五ヲ萬分ノ八ニ、萬分ノ七ヲ萬分ノ
十二引上ゲル外、日本證券取引所法ノ制定
ニ伴ヒ、取引所稅法ニ付必要ナル改正ヲ行
フコトト致シタノデアリマス、次ニ砂糖消
費稅ニ付キマシテハ、第一ニ一般的ノ增徵
ト致シマシテハ、他ノ消費稅ニ比較致シ
マシテ之ヲ輕微ナ程度ニ止メマシタ、從ツ
テ總稅額ニ於テ大體二割程度ノ增徵ト相成
ルノデアリマス、第二種乙、即チ普通ノ白
砂糖ニ付キマシテハ、現行百斤ニ付十二圓
デアリマスルノヲ十四圓五十錢ニ引上ゲマ
ス、其ノ他ノ砂糖、糖水及糖蜜ニ付テモ
ソレハ適當ニ稅率ノ引上ヲ行フコトト致
シテアリマス、右ノ引上ニ依リマシテ、家
庭用ノ白砂糖一斤三十錢五厘ノ價格デアリ
マスガ、是ガ三十三錢程度トナル見込デア
リマス、第二ニ料理店、旅館等ノ業務用、
菓子其ノ他ノ製造加工用ノ砂糖ニ付キマシ
テハ、其ノ消費ノ性質ニ顧ミマシテ、家庭
用等ノ砂糖トハ區別ヲ致シマシテ、或程度負
担ヲ加重スルヲ適當ト認メマシテ、一般ノ
消費稅ノ外ニ更ニ白砂糖其ノ他上級ノ砂糖
等ニ付キマシテハ百斤ニ付十圓、其ノ他ニ
付キマシテハ百斤ニ付五圓ノ稅率ヲ以テ
消費稅ヲ附加スルコトト致シテアルノ
デアリマス、以上一般ト特別兩方ノ課稅ノ
改正是依リマシテ、砂糖消費稅ハ總額ニ於
テ大體八

次ニ物品ニ付テ申シマスレバ、物品稅ノ
中第一種及第二種ハ、御承知ノ如ク奢侈
的性質ヲ有スル物品並ニ國民生活上比較的
不急ト認メラレマスシ、又其ノ消費ガ擔稅
力アルコトヲ示スト認メラレル物品デアリ
マスルスカルモノニ課稅ヲスルモノデアリ
マス、仍テ今回ノ增稅ニ於キマシテハ、奢侈
品ニ付テハ、現行稅率百分ノ五十ヲ百分ノ
八十ニ引上ゲマス、其ノ他ニ付テハ乙類ノ
現行稅率百分ノ二十ヲ百分ノ三十ト致シマ
ス、丙類ニ付キマシテ、第一種ニ於テハ現
行稅率百分ノ十ヲ其ノ儘據置キマス、第一
種ニ於テハ現行稅率百分ノ十ヲ原則トシテ
百分ノ二十ニ引上ゲルコトト致シマシタガ、
一部ノモノハ新タニ丁類ト致シマシテ、百
分ノ十ニ据置クコトト致シタノデアリマス、
又第一種乙類ノ物品中織物、家具、書畫、
骨董等ニシマシテ、相當高價ナル物ニ付テ
ハ稅率ヲ特ニ百分ノ六十トシ、他ノ乙類ノ
物品ヨリモ重課スルコトト致シタノデアリ
マス、他面現行ノ課稅最低限ヲ或程度引下
げマスト共ニ、課稅物品ノ範圍ノ擴張ヲ行
ヒマシテ、「バター」「チーズ」幻燈機、罐
詰、壇詰、箱詰等ノ食料品、靴塗料類、滋
養強壯劑等ニ對シ新タニ課稅スルコトト致
シタノデアリマス、物品稅中第三種ニ付キ
マシテハ、先づ燐寸ニ付テハ現行稅率千本
ニ付十錢ヲ十五錢ニ引上ゲマシタ、飴ニ付
キマシテハ砂糖トノ權衡ヲ考慮致シマシ
テ、百斤ニ付二圓五十錢、「サッカリン」ハ
一「キログラム」ニ付十圓ノ增徵ヲ行ヒマス、
又新タニ蜂蜜ニ對シマシテ、百斤ニ付五圓
ノ稅率ヲ以テ課稅スルコトト致シテアリマス、
以上ノ結果、物品稅ハ總稅額ニ於テ大體八

割程度ノ增加ヲ來ス見込デアリマス、次ニ遊
興飲食稅ニ付キマシテハ、今次增稅ノ趣旨ニ
顧ミ、相當大幅ノ增稅ヲ行フコトト致シテア
リマス、即チ藝妓ノ花代ニ付テハ、現行稅率
ノ百ヲ百分ノ二百ニ引上ゲマシタ、其ノ
花代竝ニ花代以外ノ料金ニ付テモ相當
ノ增徵ヲ行フコトト致シタノデアリマス、普通ノ飲
食ノ料金ニ付テハ一圓五十錢ガ課稅最低限
ノ金額デアリマスルガ、是ハ其ノ儘引下ゲルコ
トナク据置クコトト致シタノデアリマスガ、其
ノ稅率ハ現在百分ノ二十又ハ三十デアリマ
スノヲ、百分ノ三十乃至五十ニ引上ゲルコ
トニ致シテ居ルノデアリマス、又之ト共ニ
宿泊ノ料金ニ對スル課稅最低限ハ現在食事
代ヲ除キ五圓トナツテ居リマスルガ、之ヲ引
下ゲテ三圓トスル等課稅最低限ヲ引下ゲ、
其ノ他仕出料理ニ課稅スル等、課稅範圍ノ
擴張ヲ行フコトト致シマシタ、以上ノ增徵
ニ依リ遊興飲食稅ハ總稅額ニ於テ大體七割
程度ノ增加トナル見込デアリマス、入場稅
ニ付キマシテハ第一種即チ映畫館、劇場等
ニ付テハ課稅最低限ノ引下ハ之ヲ行ヒマセ
ス、又入場料ガ五十錢未滿ノモノニ付キマ
シテモ、特ニ稅率ヲ据置クコトト致シマシ
タ、五十錢以上ノモノニ付キマシテハ、現
行稅率百分ノ三十乃至百分ノ八十ヲ百分ノ
四十乃至百分ノ百二十ト致シマシタ、其ノ
他ノモノ及び特別入場稅ニ付テモ適當ニ增
徵スルコトト致シテアリマス、尙ホ本稅施
行ノ實情ニ顧ミマシテ、本稅ヲ間接稅ノ形
式ニ改ムルコトト致シ、之ニ必要ナル改正
ヲ行フコトト致シテ居ルノデアリマス、次
ニ從來外國ニ輸出スル物品及内地、臺灣、
樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ニ付テハ内國
稅ヲ免除シ、又ハ交付金ヲ交付シテ參ッタノ

デアリマスガ、現下ニ於ケル交易情勢及行政ノ簡素化等ヲ考慮シマシテ、之ヲ停止又ハ廢止スルコトト致シタノデアリマス、次ニ新税ト致シマシテ、特別行爲税ヲ創設スルコト致シタノデアリマス、特別行爲税ハ寫眞ノ撮影、整髪、美容、織物衣類ノ染色仕立、書畫ノ表裝、印刷製本等ニ付テハ、其ノ消費ノ性質ニ鑑ミマシテ、他ノ消費税トノ權衡上、此ノ際或程度ノ負擔ヲ爲サシムルヲ適當ト認メラレマスノミナラズ、之ニ課税スルコトニ依リマシテ消費ノ節約、購買力ノ吸收ニモ資シ得ル等ノ見地カラ、印刷、製本ニ付キマシテハ、他ヨリ少イ百分ノ二十ノ税率デアリマスガ、其ノ他ノモノハ百分ノ三十ノ税率ヲ以テ課税セムトスルモノデアリマス、尤モ寫眞ノ撮影ニ付キマシテハ、一組一圓五十錢、整髪美容ハ一同一圓、染色刺繡ニ付キマシテハ一件五圓又八十圓、仕立ニ付キマンシテハ三圓乃至二十五圓程度等、ソレドヽ課税ノ最低限ヲ設ケマシテ、ソレ以下ノ特ニ奢侈的デナイ普通ノ必要ト認メラレマスモノニ付テハ課税ヲ致サナイト云フ仕組ニ相成ツテ居リマス、以上ベマシタ如ク、今回ハ主トシテ間接稅ヲ中心トスル増稅デアリマシテ、直接稅ニ付キマシテハ、昨年ニ於テ相當大幅ノ增稅ヲ致シタコトデモアリマスノデ、戰時國民生活諸般ノ様相等ヲ種々考慮致シマシタ結果、今回ハ是ガ增稅ヲ見合セルコトト致シタノデアリマスガ、臨時利得稅ニ付テハ若干改正ヲ行フコトト致シマシタ、即チ、臨夕事業年度ノ平均利益率ヲ基準利益率トシマシテ、サウシテ資本ノ百分ノ十ヲ超エ

ル基準利益率以下ノ部分ニ付テハ、稅率ヲ百分ノ三十五ト致シテ居ルノデアリマス、併シトノ權衡上、此ノ際或程度ノ負擔ヲ爲サシムルヲ適當ト認メラレマスノミナラズ、現在ニ於テモ其ノ適用ニ付既ニ種々ノ制限ヲ設ケテ居リマシテ、實益ガ少イモノトナツテ居リマス關係上、課稅手續ノ簡易化ヲモ考慮シマシテ、今回其ノ基準年度ヲ廢スルコトト致シタノデアリマス、第二ニ個人ノ營業者ニシテ利益金額ガ少額ガアリマスモノニ對シマシテハ、施行ノ實情ニ鑑ミマシテ負擔緩和ノ規定ヲ設ケルコトト致シマシタ、次ニ臨時租稅措置法ノ改正ニ付キマシテ説明ヲ致シマス、其ノ改正ノ第一點ハ、時局下愈、緊切ナリト認メラル、一部産業ノ編成替ニ關スルモノデアリマス、時局ノ要請ニ依ル企業ノ合同、整理ノ場合ニハ現在法人稅、所得稅、營業稅及登錄稅ヲ或ハ免除シ、又ハ輕減ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、最近ニ於ケル企業合同ノ進捗狀況ニ顧ミマシテ、其ノ輕減、免除ノ期間ヲ更ニ一箇年延長スルコトト致シタノデアリマス、右ノ企業合同ノ場合ニ於テ、營業ヲ廢止シタ者ノ受ケマス補償金ニ付キマシテモ、讓渡利得ノ計算ニ付特例ヲ設ケルコトト致シタノデアリマス、改正ノ第一ハ、最近ノ經濟狀態ヨリ見マスル時ノ必要上カラ不動產、鑄業權等ヲ讓渡シタノデアリマスガ、之ニ依ツテ國庫收入ノ増加ニ付キマシテ申上げマスレバ、平年度ト萬圓、臨時利得稅五千二百八十餘萬圓ヲソレゾレ增加致スノデアリマスガ、所得稅、法人稅、取引所稅等ニ於キマシテ合計五百見マスト、餘程年數ヲ經過致シマシタ爲ニ、ナガラ定メマシタ基準年度ヘ既ニ現在カラ當デアリマセヌノミナラズ、現在ニ於テモ其ノ適用ニ付既ニ種々ノ制限ヲ設ケテ居リ

ト致シテアリマスガ、急ニ所得ノ減少致シタ場合ニハ、其ノ負擔ガ相當困難ナ場合モ考ヘラレマスルノデ、營業利益ガ著シク減少シタ者ニ對シ所得稅、營業稅等ヲ或程度輕減スルコト致シタノデアリマス、第三ハ、法人ガ額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シ場合ニ於ケル額面超過金額デアリマスガ、企業基礎ノ強化、資金ノ蓄積等ノ見地カラ、或程度之ニ對スル課稅負擔ヲ輕減スルノガ適當ト認メマシテ、課稅上ノ特例ヲ設クルコトト致シタノデアリマス、第四ハ、事業ノ統制ノ必要上、設備其ノ他ヲ讓渡シタル法人ガ時局ノ要請ニ應ジ、行政官廳ノ指導、斡旋ニ依リ解散セザル場合ニ於テハ、事情ニ依リ或程度負擔ヲ緩和スルノ必要ガ豫想セラレマスノデ、此ノ場合ニ於テハ法人稅、營業稅等ヲ輕減シ得ル途ヲ拓イタノデアリマス、最近ノ之ガ適用ヲ見マスル實例ハ、當院ニ於キマシテモ御審議ニナリマシタ地方鐵道ノ買收ヲ致シマシタヤウナ場合ニ、早速適用ガアルコトデゴザイマス、尙、以上ノ外木材又ハ薪炭ノ増產ノ必要上、山林ヲ増伐シタル者、鑄業權ノ使用權者ニ付テモ、或程度所得稅等ヲ輕減スル等、現下緊要ナル諸政策トノ調和ヲ圖リマス爲、各種ノ改正ヲ致シタノデアリマス、以上、付稅ノ基本タル國稅ニ移動ヲ來シマス場合ニハ、是等ノ割合ヲ變更スルノ必要ガアルノデアリマス、尙此ノ變更ニ付キマシテハ、是等ノ割合ヲ變更スルノ必要ガアルノク維持シ得マス等ノ爲ニハ、是等ノ配付稅ノ基本タル國稅ニ移動ヲ來シマス場合ニハ、是等ノ割合ヲ變更スルノ必要ガアルノデアリマス、尙此ノ變更ニ付キマシテハ、是等ノ點カラソレドヽ配付稅ノ割合ニ付テ必要ナ改正ヲ加ヘムトスル次第デアリマス、以上ヲ以チマシテ稅法關係諸案ニ若干地方ノ收入ノ增加スルコトヲモ考ヘマシテ、是等ノ點カラソレドヽ配付稅ノ割合ニ付テ必要ナ改正ヲ加ヘムトスル次第デアリマス、以上ヲ以チマシテ稅法關係諸案ヲ説明ヲ一應申上ゲマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御贊成アラムコトヲ希望致シマス

○委員長(伯爵酒井忠正君) 今日ハ大藏大臣ハ衆議院ノ委員會ノ關係上、衆議院ノ方ヘオイデニナルコトニナリマスノデ、午前中ハ此ノ程度デ休憩致シマシテ、午後ハ一時半ヨリ開會致シマス、休憩致シマス

午後一時四十一分閉會

○委員長(伯爵酒井忠正君) 是ヨリ開會致シマス、質疑ニ入りタイト思ヒマス、御質問ガアリマシタラドウデ此ノ際ニ御願ヒ致シマス、先づ最初ニハ全般的ノ問題ニ付キマシテ御質問ヲ願ヒタイト思ヒマス、然ル後ニ各法案別ニ御質問願フヤウニ致シタイト思ヒマス

○橋本辰二郎君 私ハ國民所得ニ關シマシテ、大藏大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス、財政計畫ヲ樹テマスル上ニ於キマシテアラウト思ヒマス、處ガ日本ノ國民所得ニ付キマシテハ、確カ昭和五年頃ノ統計局ノ發表以後、公式ノ發表ハナイカノヤウニ思ヒマスガ、私ハ常ニ財政計畫ヲ定ムル上ニ於テ、國民所得ヲ頭ニ置イテ置ク必要ノアルト云フコトヲ度々主張致シテ居リマシタガ、幸ヒ茲兩三年國民所得ニ付キマシテノ御言明ノアルノヲ非常ニ喜ンデ居リマスル次第デアリマス、尤モ此ノ國民所得ノ如キモノニ付キマシテハ、其ノ調べル人ノ立場ナリ、又ハ觀點ニ依ヅテ色々積算ノ上ニ於テ差異ヲ生ズルト云フヤウナコトハアリ得ルコト思ヒマスガ、又統計ノ如キモノハ、其ノ時ノ要請ニ應ジテ適當ニ作意スルコトモ出來ヨウト思ヒマスノデ、ソレガ正確デアルカドウカト云フヤウナコトハ、是ハ咎ムル必要ハナイト思ヒマス、要スルニ財政家トシテ、國民所得ト云フモノヲ頭ニ置イテ此ノ計畫ヲ定メタト云フコトデアレバ、ソレデ一ト通リノ筋途ヘ立ツト思フノデアリマス、此ノ點ニ於キマシテ近來ノオヤリ

方ハ私非常ニ賛成ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、併シ私多少之ニ付キマシテ御伺ヒシ

シマシテモ、是ハ内地ダケノモノニアリマスルカ、又ハ狭イ意味ニ於ケル所ノ外地ヲモ包含シテ積算セラレタモノニアリマセウカ、先づ其ノ點ヲ御伺ヒ致シマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今ノ計算方法議院等ニ於キマシテ申述ベマシタル國民所得ハ、今ノ御質問ノ御言葉ニ依レバ、狭イ意味ノ外地、内地ノ外ニ臺灣、朝鮮ヲ加へル、其ノ意味デゴザイマス

○橋本辰二郎君 サウ致シマスト只今日本ノ人デ、外國ニ居住シテ營業ナンゾヤッテ居ル人ハ極ク範圍ガ狭イノデアリマスガ、支那若シクハ南洋ニ居ラレル人ノ所得ト云フモノハ、其ノ中ニハ包含致シテ居ラナイノデアリマスカ

○國務大臣(賀屋興宣君) 細カイ點ニナリマスト調査致シテ居リマス者カラ申上ゲテモ宜シテ思ヒマスガ、大體ソレハ入ツテ居ナイト思ヒマス、ソレガ内地送金ニナリマスガ、幸ヒ茲兩三年國民所得ニ付キマシテノ御言明ノアルノヲ非常ニ喜ンデ居リマスル次第デアリマス、尤モ此ノ國民所得ノ如キモノニ付キマシテハ、其ノ調べル人ノ立場ナリ、又ハ觀點ニ依ヅテ色々積算ノ上ニ於テ差異ヲ生ズルト云フヤウナコトハアリ得ルコト思ヒマスガ、又統計ノ如キモノハ、其ノ時ノ要請ニ應ジテ適當ニ作意スルコトモ出來ヨウト思ヒマスノデ、ソレガ正確デアルカドウカト云フヤウナコトハ、是ハ咎ムル必要ハナイト思ヒマス、要スルニ財政家トシテ、國民所得ト云フモノヲ頭ニ置イテ此ノ計畫ヲ定メタト云フコトデアレバ、ソレデ一ト通リノ筋途ヘ立ツト思フノデアリマス、此ノ點ニ於キマシテ近來ノオヤリ

體ノ所得ノ見積ガ御分リニナリマシタナラバ、ソレヲ承ルコトガ出來レバ大變仕合セト思ヒマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今ノ計算方法ハ從來ノ實績ニ依リマシテ、ソレガ増加スル趨勢等ヲ見マシテ、詰リ實績ヲ基本ニシテ趨勢ニ依ヅテ之ヲ延長シテ行クト云フ觀方ガ一ツアリマス、併シ只今ノヤウナ經濟ニナリマスト、經濟ガ計畫的ニナリマスカラ、所謂此ノ線ヲ引張ッテ其ノ趨勢ヲ見ルト云フコトノミヂハ實際ニ當嵌リマセヌ、ソレデ現實ノ生產力ト云フコトヲ考ヘマシテ、ソレニ十七年度ニ於テハ軍需關係其ノ他ガ殖エレバ、其ノ殖エタコトニ依ヅテ可能ナル生産力ノ極限デドウ云フ風ニ國民所得ガ殖エルカト云フ風ニ、唯從來ノ趨勢カラデナク、十七年度トカ、十八年度トカ、其ノ年ノ生産力其ノモノヲ測定シテ出ス、斯ウ云フヤリ方ヲ一面始メテ居リマス、是等ノヤリ方ハ今御話ニナリマシタヤウニ、ドレモサウ最後迄正確ヲ期スル譯ニハナカナカ参リマセヌケレドモ、サウ云フヤリ方ヲシタモノヲ達觀致シマシテ、大體ノ趨勢ヲ見テ居ルコトデアリマス、無論其ノ中ニハ鑄業、是ハ鑄山ノ方ノ鑄業所得、又「イシダストリー」ノ方ノ工業所得、農業所得ト云フヤウニ區分ハ致シテ居リマス、此ノ點ハ併シ申上ゲ兼ネルト思ヒマス、ト申シマスノハ、色々ノ物動計畫等ハ其ノ内容ガ分リマスレバ、日本ノ物的戰力ヲ推算スルト同ジヤウナ趣ガアリマスノデ、從來ノ消費經濟的ニ向フ生產力ガ軍需的ニドノ位得シタ、サウ云フヤウナコトガ矢張り分ルノモノハ、主トシテ軍需工業ニ依ルノデハナカラウカト思ヒマスルガ、左様御考ニナリマスカ

等ノ計算ノ方法、申上ガ得ル範圍等ニ付キマシテハ、ソレヲ擔任シテ居リマス政府委員カラ、後ノ機會ニ出來ルダケ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス

○橋本辰二郎君 大藏省ニ於キマシテ御算定ニナリマシタ内容ヲ政府委員ヨリ承ルノハ他日デ宜シウゴザイマス、處ガ私ノ記憶ニ依リマスレバ、昭和五年ノ國民所得ハ百十億位アッタカノヤウニ思フノデアリマスガ、其ノ後米内閣ノ時デアリマシタカ、時ノ大藏大臣ガ約二百五十億ト云フヤウナコトヲ言ハレタカノヤウニ記憶致シテ居リマス、或ハ私記憶違ヒカモ知レマセスガ、ソシナニ覺エテ居リマスルガ、ソレガ昨年ニ於キマシテハ四百五十億ニナリ、又十八年度ニ於キマシテハ五百億トナルト云フコト、兎ニ角異常ナル長足ノ進歩デアリマシテ、是ハ國運ノ發展ノ然ラシムル所トシテ非常ニ慶賀ヲ致シマス、若シ是ガモウ十年モ經チマスト、千億ノ所得ニ達スルト云フコトデ、大變國ノ爲ニ慶賀スベキコトト思フノデアリマスガ、近來ノ實際ノ狀況ヲ見マスルト、小賣商人ノ如キ者ハ非常ニ窮迫ニコトガ、國民所得ヲ見ル技術上ノ一つノ觀點ニナル、外ノモノハ大體入ツテ居ナイ、斯ウ云フコトニナッテ居リマス

○橋本辰二郎君 詳細ノコトハ無論承ラウト思ヒマセス、大雜把デモ宜シイノデゴザイマスガ、五百億ト云フコトハ是レヽニ依ヅテ是ダケノ高ヲ彈キ出シタト云フコトノ大體ダケデモ承リタイト思ヒマス、例ヘモ出來ヨウト思ヒマスノデ、ソレガ正確デアルカドウカト云フヤウナコトハ、是ハ咎ムル必要ハナイト思ヒマス、要スルニ財政家トシテ、國民所得ト云フモノヲ頭ニ置イテ此ノ計畫ヲ定メタト云フコトデアレバ、ソレデ一ト通リノ筋途ヘ立ツト思フノデアリマス、此ノ點ニ於キマシテ近來ノオヤリ

○國務大臣(賀屋興宣君) 大體御說ノ通りダト思ヒマス、詰リ全體ノ所得力ガ非常ニ増シテ居リマスト共ニ、是ハマア要スルニ資料ニナリマスカラ、今ノ事業別ハ申上ゲ全生產力ノ増加デアリマス、其ノ全生產力

ヲ増シマスト共ニ、ソレガ戰時ノ目的ヲ達スル爲、即チ戰力ノ增强ノ爲ニ役立ツヤ
ウニ生産ノ轉換ガ非常ニ行ヘテ居リマシテ、平時產業ノ如キハ、支那事變前ヨリ寧ロ縮小シテ居ルモノモ相當アル譯ニアリマス、サウ云フ方ノ本ニナル國民所得ヘ減シテ居ル譯ニアリマス、總量ガ殖エタ以上ノ割合デ他カラ轉換シタモノガ集シテ、廣イ意味ノ軍需產業關係ガ殖エテ居ル、斯ウ云フコトニアリマス、尙御参考ニ申上ゲマスト、昭和十年ニ内閣統計局ノ調査、是ハ恐ラク發表シテ居ルト思ヒマスガ、百四十五億三千二百萬圓ト云フモノヲ發表致シテ居リマス、ソレカラ十一年ガ、大體是ハ課稅所得ノ增加割合等デ推算シマシタモノガ百六十一億八千八百萬圓、十二年ガ百九十四億一千四百萬圓、十三年ガ二百三十二億七百萬圓、十四年ガ二百八十三億五千八百萬圓、十五年ガ三百二十億七千二百萬圓、十六年ガ三百六十八億八千二百萬圓、十七年ガ四百二十四億一千四百萬圓ニアリマシテ、是ハ漸次增加シテ居リマス狀況ノ一ツノ數字トシテ申上ゲマシタノデアリマス

テ居ルカ、オヤリニナツテ居ルカト云フコトヲ承リタイト恩ヒマス、實ヘ私斯ウ云フコトヲ御尋スル所以ノモノハ、金ノ解禁ノ際ニ、財政ニ多少通曉スル人々ノ間ニ色々な問題ガ起ツタノデアリマス、其ノ後高橋財政トナリマシテ、經常費ノ補填ニ赤字公債ヲ發行スルコトニナリマシタ時モ、斯クノ如キ趨勢ヲ以テ進ンデ行ク時ニハ、先デハ公債ノ處理ニ付テヘドウナルカト云フコトヲ皆大變心配ヲ致シテ居リマシタ、其ノ際ニモ話題ニ上ツタコトガアルノデアリマス、又第一次歐洲戰爭ノ時ニ英國ニ於キマシテ、時ノ大藏大臣ノ「ロー」ガツイ失言ヲシタ爲ニ、公債ニ非常ナ影響ヲ與ヘタト云フコトデ大變狼敗シタト云フヤウニ聞イテ居リマス、尤モ今日國債ニ應募スル人ノ信念ハ以前トハ相當變ツテ居ルト思ヒマス、過去ニ於キマシテハ、日本ノ國民性ト致シマシテ家ヲ重ンジマス、又先祖ノ祭ヲ斷タナイヤウニシナケレバナラスト云フコトニ重點ヲ置イテ居リマシタ關係上、公債ヲ以テ最モ安全ニシテ且確實性ノアルモノトシテ中產階級ノ人ハ、子孫ノ爲ニト思ツテ持ツタモノト思ヒマス、併シ今日ニ於キマシテヘ、戰爭ヲ勝抜ク爲、又國ニ奉仕スル爲ニ進ンデ持タナケレバナラヌト云フコトニナリマシテ、以前ノ公債ニ對スル考トハ相當異ツタモノガアラウト思ヒマス、併シナガラ中ニ於キマシテハ又往々ニ致シマシテ、過去ト同ジャウナ考ヲ持ツテ居ル人ガナキニシモアラズト思ヒマスノデ、此ノ際政府ト致シマシテヘ、公債ガ安全ニシテ且確實性ニ富ンデ居ルト云フコトニ付テ、出來得ルダケ國民ニ安心ヲ與ヘルヤウナ方法ヲ御執リニナルト云フコトガ、公債ノ消化ノ上ニ於テモ多少ノ効

○國務大臣（賀屋興宣君）　誠ニ重要ナ御質問デゴザイマス、率直ニ所信ヲ申上ゲマス、今モ仰セニナリマシタヤウニ、戦爭ニ勝ツ爲ニ必ズ國民ハ所要ノ國費、戰費ヲ調達スル爲ニハ公債ニ應募シナケレバナラヌ、斯ウ云フ情勢ニアリマス、ソコデ此ノ戰争ノ我ガ國ニ於ケル意義ト云フモノヲ、是ハモウ皆サン無論御承知ダト思ヒマスガ、矢張リ公債ノ問題ニ付テモ考ヘナケレバナラヌ、端的ニ申シマシテ國家ノ興亡ヲ決スル戰争デ勝タナケレバナラヌ、是ハ第一ノ要件デアリマス、サウスレバ勝ツト云フコトヘ一ツノ至上命令デアリマス、勝ツ爲ニ必要ナコトヲ他ノ問題ト比較考慮シテ、スルト力シナイトカ云フ觀念ハ此ノ際拂拭スベキモノデアルト私ハ存ジテ居ルノデアリマス、是ガ國民ノ意識ニ徹底致サナケレバ勝ツ爲ニ必要ナル努力ガ、外ノ方カラ不便ガアリマシテモ、ソレダカラ是ハ止メルト云フヤウナコトハ、是ハ現在ノ状況ニ於テハ國民トシテ決シテ執ルベカラザル態度デアリマス、次ニ私ハ此ノ戰争ニ勝ツト云フ意味ガ、ドウ云フ意味デアルカト云フ點ヲ財政經濟方面カラ考ヘテ見ル必要ガアルト思ヒマス、此ノ戰争ノ終末ヲ告ゲマスル平和、或ハ講和條約、是ガドウ云フ機會ニ來マスカ、是ハ想像ヲ致セバ色々第三者的ニハ想像サレルノデアリマスガ、戰争ニ我ガ方ガ非常ニ勝利ヲ得マシテ、色々其ノ時ノ國際家ノ國力經濟力ト云フモノガ弱イ状態ニ於カ、大藏大臣ノ御所見ハ如何デゴザイマセガ、大藏大臣ノ御所見ハ如何デゴザイマセガ

テアリ得ル力、サウ云フコトモアリ得ナイ
コトヘナイカト思ヒマス、然ラバソレハ眞
ノ勝利デアルカト云フト、是ハ私ヘ眞ノ
勝利デハナイ、是ハ一種ノ經過的ノ休戦ニ
過ギナイト思フ、必ズ「アメリカ」ハ再ビ好イ
時期、好イ態勢ヲ整ヘ來ツテ日本ニ對スル、
其ノ時ニ日本ト云フモノノ國力ト云フモノ
ガゴザイマセヌケレバ、是ハ負ケルコトニ
ナリマス、本當ニ日本ノ勝利ト云フモノハ
最少限度ニ考ヘマシテモ、南北ヲ貫イテ西
太平洋ニ於テ有ラユル敵國ノ現勢力ヲ壓迫、
驅逐、撃摧シテ、所謂現在最少限度ニ於テ我
ガ方ヲ中心トシテ動イテ居リマス東洋ノ線
ヲ守リ抜ケル國防力ヲ持ツテ居ナイ狀態ニ
於テノ平和、勝利ト云フモノガ何時迄ノ勝
利カ、必ズソレダケノ國防力ヲ備ヘタ時ニ
眞ノ勝利ガ來ル譯デアリマス、サウ云フ時
代ハドウ云フモノカト申シマスト、國防力
ノ背後ニ經濟力ガナケレバナラヌ、生産力ガ
ナケレバナラスト云フコトハ當然ノコトデ
アリマシテ、無論日本ノ國防力ノ主タル力
ハ日本ノ國體カラ出ル忠君愛國ノ精神、ソ
レカラ出ル軍隊精神デアルト思ヒマスガ、
同時ニソレヲ十分ニ發揮スルダケノ兵器彈
藥、有ラニル設備ガ十分デ、而モ是ガ一度
ビ戰爭致シマス場合ニハ、漸次其ノ消耗ヲ
補給シ、増強スルダケノコトガ出來ナケレ
バナラヌ、是ハ取リモ直サズ日本ヲ中心ト
スル東亞共榮圈ノ經濟力ト云フモノガソコ
迄伸ビナケレバイケマセヌ、ソレヲ伸バス
ベクヤッテ居ルノガ詰リ今ノ戰爭デアリ
マス、戰爭即建設ト云ヒ、東亞共榮圈ノ建
設ト云フ、大東亞戰爭ノ勝利、是ガ不可分
ニコトヘ單純ナ形容詞デナイ、其處ガ現實
ニ必要ナ問題デアルノデアリマス、假ニ之

ヨーツ生産力ニ例ヲ取シテ見マスレバ、支那事變前ノ日本ヘ製鐵ノ原料ヲ日本ノ自衛圈内ガラ仰イデ居タモノガ約百萬「トン」シカナ、外國カラ來ル、而モ消費量モ百萬「トン」、石油ヘ殆ドイ、船舶ノ保有量モ百萬「トン」、石油ヘ殆ド産量、消費量トモ數百萬「トン」ヲ下ラヌコトニナシテ居ル、是ハ戰前ノ英獨米等、又「ソヴィエト」ノ狀態ナドヲ考へテ見マシテモ、前ニ申上ゲル必勝不敗ノ國防力ノ背景タルモノヘ、ドウシテモ將來單位ガ一ツヅツ上ラナクテハナリマセヌ、製鐵ニシマシテモ、石油ノ生產、消費ニシマシテモ、モウ是ハ百萬「トン」單位ノモノガ其ノ單位ガ上ツタ千萬「トン」トカ、何千萬「トン」トカト云フ風ニナラナケレバナラヌ、處デモウ是ハ今回ノ世界戰爭前ノ英米ノ狀態ヲ見テモ、總テ其ノ段階ニ達シテ居ルノアリマス、石炭ノ如キ無論一年間ノ共榮圈ノ生產消費ガ億ノ單位ニナラナケレバナラヌコトハ明瞭アリマス、船舶ノ保有量ハ千萬「トン」以上ニ行カナケレバナラヌコトハ明瞭アリマス、ソコニ行キマス爲ニハ、是ハ所謂大陸及南方ノ共榮圈内ノ資源ガ開發セラレ、ソレヲ必要ナル軍需品或ハ國民生活ノ必需品ニ作り上ゲル、處ガ鑛山、工場ノ生産設備モ出來マス、又是等ヲ運搬スル、鐵道、港灣、船舶ノ施設ガ出来ル、サウ云フヤウナ狀態ニナラナケレバ勝テヌシ、勝ツト云フコトハ其ノ狀態ニ行ク、ソレニ今非常ニ力ヲ盡シテ行キツ、アルノデアリマスルカラ、日本ノ此ノ戰後ノ狀態ト云フモノハ、日本ヲ中心トシマシタ東亞ノ經済力ト云フモノハ、是ハ想像ニ絶シタ程ノ力デアリマス、斯ウ云フ狀態ニナリマス時

アルト思ヒマス、興國ハ滿洲國デアリマス、
アトハ日本ノ力デ、是ダケノモノガアノ地
圖デ見ルダケノ廣サニ經濟ノ基盤ヲ擴ゲル
ノデアリマス、是ハ全ク往年ノ大東亞戰爭
前若シクハ支那事變前ノ日本ノ經濟財政ヲ
考ヘマスト、丸デ違ツタ狀況デゴザイマス、
是等ノコトハ將來ノゴトヲ申スヤウデアリ
マスガ、現ニ開戰以來、支那事變以來五箇
年半ノ實績デ證明シテ居リマス、支那事變
事變以前ニ於テハ期間ニシテ一年ニ十億ヲ
ヤル年ハナカニ良イ年デアリマス、是ハ五
箇年ニ三百億ニ餘ル生産擴充ト云フコトヲ内
地及支那、滿洲デ行ツテ居リマス、是ハ支那
債モ三百五十億ヲ既ニ消化シテ居リマス、
是等ニ充テル資金ガ昨年ノ十二月迄ニ、支
那事變以來六百七十數億ノ國民貯蓄ノ增加
ガ出來テ居リマス、是ハ支那事變前ノコト
ヲ考ヘマスレバ、最モ多ク出來タ昭和十一
年ガ一年間ニ二十七億位デアリマス、昭和
十年ハ二十億チヨットデアリマス、其ノ前
ノ八年、九年ハ十億デアリマス、其ノ前ノ
六年、七年ノ不況時代ハ一年三十億出來ナ
イ、ソレガ支那事變ニナリマスルヤ、昭和
十三年ニハ八十億、段々殖エマシテ暦年ノ
昭和十七年ハ現ニ二百十三億デアリマス、
會計年度ノ十七年ハ二百三十億ニ達セシメ
ムトシテ努力シテ居リマス、今モ御話シタ
ダケノ資金力ヲ現實ニ五年ノ間ニ證明
致シテ居リマス、戰費モ既ニ御協賛ヲ受ケ
マシタモノハ七百四十億デアリマス、其ノ

前 昨年迄ハ御協賛が四百六十億 今回ノ
御協賛ヲ受ケタモノハマダ使ヒマセスニシ
テモ、支那事變以來四百六十億モ五百億モ戰
費以外ノ豫算モ含メテ居リマスガ、是ダケガ
金ニ困ルコトナクシテ確カニヤレルト思タ
人ハ、私ハ確信ガアツタ人ハ少イデヤナカッタ
タラウカト思フ、ソレダケノコトガ現實ニ
出来テ居リマス、是ハ金ノ表面カラ申上ゲ
タ話デアリマス、經濟ノ實質カラ解剖致シ
マシテモ、經濟力ノ根源ハ何ト言ツテモ自分
ガ使ヒ得ル天然資源デアリマス、其ノ天然
資源ヲ現實ニ製品ニシテ使フ爲ニハ、輸送
力ト所謂狹義ノ生產力、工場、鑛山等ノ設
備ガ要ル譯デアリマス、又是ガ動ク爲ニヘ
人力ガナクチヤナラス、資源ト設備ト人力
ト云フモノガ何ト云ツテモ基本ダト思ヒマ
ス、是等ノモノガドウナルカト云フコトヲ
検討スルノハ、基礎的ニ國力ダラウト思フ
ノデアリマス、能ク戰爭スレバ國力ハ消耗
スルト言ヒマスガ、何デ消耗スルノダト云
フコトヲ考ヘテ見ナケレバナラス、ソレハ
普通ニハ天然資源ガ減ル場合ガ非常ニアル
ノデアリマス、是ハ簡單ニ言ツテ、天然資源
ノ所在地ヲ敵ニ取ラレル譯デアリマス、「ウ
クライナ」ヲ「ソヴィエト」ガ「ドイツ」ニ取ラ
レマシタ如ク、食糧資源、鐵礦石資源、石炭資
源皆はハ取ラレテ減ル譯デアリマス、敵ニ取
ラレ、バ其ノ資源ガ減ル、是ハナカノ一場
合ニ依レバ大キナ問題デアリマス、設備ガ
減ル、何故カ、敵ノ砲彈ニ依リ、敵ノ爆弾
ニ依リ破壊サレマス、現實ノ工業設備ガソ
コデ破壊サレル、是ガ國力消耗ノ原因デア
リマス、又破壊サレル以外ニ、設備ノ所在
地ガ敵ニ奪取サレマスカラ、ソコデ設備能
力ガ減ル、モウ一つ大キナモノデ減ルノハ

「ソヴィエト」ノ如ク何百萬ト云フ死傷ガアル、是ハ千萬以上カモ知レヌ、其ノ外ニ數百萬ノ俘虜ヲ出ス、一番能率ノ多イ青壯年ノ男常ナ壓迫ニナル、此ノ減リガアルト云フコトガ戰爭ノ消耗デアリマス、國內ノ「ストック」ノ減少ト云フコトモアリマス、併シは特殊ノ方策ヲ講ジナイ限リ、國內ノ不足ナント云フモノハ、一箇年間ノ生産量ノ一割位ノモノデアリマス、物ニ依ッテ達ヒマスガ……是ハ一つノ問題デヘアリマスガ、大局ハ今申上ゲタヤウニ生産ノ基礎ニナル資源、設備、是ハ運輸力モ入レマシテ人力ヲ失フト云フコトニナリマス、是ガ失ハレズ増強サレタラ國力ガ増強サレルコトニナルノデアリマス、日本ノ現狀ハドウカト云ヘバ、日本本デ戰時ニ安心シテ使ヒ得ル資源ハ、日本ト滿洲國シカ支那事變前ヘナカツタ、ソレガ支那事變ニ依リマシテ、北支ノ資源ヲ現ニ日本ニ出シテ居リマス、日本ノ鹽ト云フモノハ國內デヘ食糧ニモ足リナイ位デアリマシテ、工業鹽ハ遙カニ「アフリカ」ヤ地中海カラ來タノデアリマス、現在ヘ北支鹽、中支鹽ガ相當ニ多額ノモノガ來テ居リマシテ、無論内地生産以上ノモノデアリマス、其ノ外ニ鐵鑛石資源、殊ニ石炭等ハ全ク今日本ノ強粘結炭、特殊燃料炭へ製鐵用トシテ北支ニ殆ド全部仰イデ居ルト言ッテ宜イ、鐵鑛石ハ其ノ外中支カラ參リ、ソレカラ經濟的ニハ前カラ來テ居リマスガ、今ハ國防

力ノ把握ニ依ツテ 邪魔ヲサレテモ來得ルノ
デアリマス、海南島カラモ來ル、支那事變
カラダケノ段階ヲ考ヘマシテモ、非常ナ天
然資源ノ増加ヲ致シテ居ル、況ヤ南方カラ
石油其ノ他多クノ資源ガ入ツテ來ル、人力
ハ現ニドウカ、北支ノ一億ノ住民、又中南
支數千萬ノ住民ヘ海南島ノ鐵ヲ送リ、龍烟
ノ鐵ヲ送リ、北支ノ石炭ヲ掘ツテ 日本ニ送
リ、北支ノ鹽ヲ造ツテ送リ、中支ノ鹽ヲ造
テ送ツテ居ルノハ、現ニ此ノ支那ノ勞力ト云
フモノガ日本ニ協力シテ居ルカラデアル、
今南方ノ勞力モ日本ニ協力シテ居ル、日本
ハ戰爭ニ依ツテ兵員ヲ失フコトヘ非常ニ是ハ
想像シテモ、他ノ「ソヴィエト」トカ、「ドイ
ツ」トカ云フ國ヨリ遙カニ少イ、ソレヨリ協
力スル人力ガ増シテ居ル方ガ多イノデアリ
マス、設備ハ今申上ガタヤウニ、敵ノ爆弾
デ毀サレタナドト云フモノハ殆ドアリマセ
ヌ、去年四月十八日ノ空襲ガアッタト云ツ
テモアリマセヌ、滿洲ニ於テモ別段ニ石炭ニ
困ツテ居ラヌ、設備一ツモ破壊サレスノミ
ナラズ、前ニ申上ゲタ、既ニ三百億ノ金デ
重點主義アゲ擴張致シテ居リマス、其ノ中デ
未動ノモノアリマスケレドモ、大體ソレ
デウマク行ツテ居リマス、是ガ結局先程申
上ゲタ資金狀態デモ思ヒノ外ウマク行ツテ
居ルト云フノハ、唯是ハ金融政策ガウマ
ク行ツテ居ルダケデヤナイ、基礎カラ申上
ゲタヤウナ經濟ノ根本ガ殖エテ居ル、是ハ
全ク戰爭ノ勝利ノオ蔭デアリマス、ソレニ
度南方ヘ延ビテ行ツタ、率直ニ申シテ支那事
變以來ニ想像サレザル 現在ノ經濟規模ヲ
支那事變前等ノ考デ物ヲ見ルベキデヤナ

等將來其ノ意味ニ於テ悲觀スルニハ當ラ
ナイ、悲觀スルト云ヘバソツチノ方ヨリハ
戰爭ニ負ケルコトデアル、戰爭ニ負ケテ
如何ナル投資ガ安全デアリマセウカ、
國債ガ安全デアリマセウカ、ソレデヤ國債、
社債ヲ買ツテ置イタラ、株ヲ買ツテ置イタラ
戰爭ニ負ケテ安全デアルカ、日本ガ戰爭ニ
負ケテ、地上カラ日本ヲ抹殺シヨウト言ッテ
居ルガ、是ハ全世界戰爭ノ終末、其ノ後ノ情
勢ヲ見レバ、米英ハサウ思フノガ當然デア
リマス、ソレデ日本ガ負ケタ時ニハ、是ハ
何モナラナイ、社債ガ何處デ安全デアリマ
セウ、株ガ何處デ安全デアリマセウ、サウ
云フ考ヘ方ヲスルノハ何カ、ソレハ社債ヤ
株ガ物ヲ代表シテ居ル、ソレデヤ亡國ノ裡
ニ尙、今ノ會社ガ今ノ狀態デ存續シ得ルト
云フコトヲ考ヘルノハ、私ハ是非國民ダ
ト思フ、ソンナコトヲ考ヘルノハ、國家ノ興
亡ニ關スル場合ニ、自分ノ資産ダケ安全デ
アルヤウニ考ヘルノハ個人主義ノ考デ、日本
國民トシテノ考デヤナニ、是ハ現ニ日本ガ
南方ノ敵産、是ハ日本ノモノニナルト言ッテ
居リマス、日本モ同ジコトデアリマス、斯
ソンナ考ト云フモノガアルト云フノハ、私
ハ根本ガ間違ツテ居ルト思フ、ソンナ考ハ
有ルベキモノノデヤナイ、率直ニ客觀的ニモ
勝テバ是程總テノモノガ有利ナコトヘアリ
マセヌ、ダカラ公債ガ不安ダト假ニ思フナ
ラ、益々公債ニ應募シテ國力ヲ強クシテ、日
本ヲ勝タセルヤウニシナケレバナラヌ、サ

アツテ、本當ニ一生懸命ニヤツテ居ルナラ、勝ツテ是ガ安全ニナル譯デ、勝ツガ國力ハ細々ナガラ、タヂ／ニナツテ勝ツト云フ豫想ナラ必ズ經濟力ガ附隨シテ行クノデアリマス、ルカ、勝利ト云フモノハ財政經濟的ニモドウ云フ意味ヲ持ツテ居ルカ、之ヲ認識スレバ私ハ公債等ニ區々タル疑ヲ持ツトカ、起サヌトカ云フ問題ハ私ハ飛ンデシマフト思フノデアリマス、敵產ノコトヲ御考ニナルガ、南方デモ何十億、何百億ノ敵產ガアルデナイカ、是デモ勝テ皆結局日本ノモノニナル譯デアリマセウ、賠償ノ引當ニ……、ソレハ幾ラ米英人ガは自分ノ財產ノ權利デアルト言ツテモ、ソレハ本國政府ニ色々交渉スルカモ知レヌガ、當然是ハ無クナル譯デアリマス、サウ云フ考ヘ方ラ以テ見マスト、平時ノ年ノ意味カラ株ガ安全トカ、公債ガドウトカ、數量ガドウトカ云フノハ、サウ云フ觀點デ見ルベキモノニアラズ、實ニ勝利アルノミ、勝利アレバ今ノヤウナ大經済力ノ發展デアル、是程安全ナモノハナイ、私ハ能ク敵產ガ公債ノ裏付ケデアルト云フノハ、是モ良イ考ダト思ヒマス、併シ區々タル敵產ノ裏付ドコロデアリマセヌ、アノ南方ノ何百億ト云フ資源ヲ見レバ、公債ノ裏付ガ敵產ト云フドコロデアリマセヌ、南方ヤ大陸ノ資源ニヘドウシテモ日本人ノ頭ト勞力ト資本ガ要ルノデアリマス、是ハ無論全部日本ガ奪掠スルト云フ考ヘアリマセヌガ、必ズ殖エテ行ク、此ノ考ヘ方デ是非國民ハ行クベキモノデアリ、當然其ノ軌道ニ愛國心カラ出ル今ノ戰爭ノ意義、戰後ノ様

西漢精粹：西漢文、史、哲、政、經、藏

民生活ト致シマシテハ、尙此ノ際節約可能ノ餘地アリト認メラレマスル方面ニ付キマジテモ、課稅最低限ノ引下、課稅範圍ノ擴張ト共ニ、或程度ノ稅率ノ引上ヲ行ッテ居ル次第デアリマス、ソコデ只今御話ノ如ク小额債券ヲ發行致シマシテ、零細ナル購買力ヲ吸收スル方面ニ付テハ、今回ノ間接稅ノ増徵ニ依ッテ影響ヲ受ケテ、小額債券ノ應募力モ減ツテ來ル、斯ウ云フヤウナ御心配ガアルカト思フノデアリマスルガ、今回ノ間接稅ノ狙ヒ所ハ只今モ申シマシタ通り、相當購買力ノアル方面ニハ強ク行キマスルト共ニ、購買力ノ比較的少イ方面ノ課稅割合ハ低メテゴザイマスルシ、狙ヒ所ガ此ノ際出来ルダケ戰力增强ノ爲ニ消費ノ節約ヲシテ貰ヒタイ、斯ウ云フコトデアリマスルカラ、戰時生活ヲ徹底スルコトニ依リマシテ、或程度增稅ノ負擔ヲ受ケズニ濟ムト云フヤウナコトニモナル筋合カト存ジマスルノデ、サウ致シマスルナラバ小額債券ニ依ッテ零細ナル購買力ヲ吸收スルト云フ方面ニハ、サシタル影響ハナイカノ如ク存ゼラル、次第デアリマス。

○男爵東郷安君 従來小額債券ハ年度中適

宜按配シテ發行サレテノデアリマスガ、サウ云フコトニ關スル今後ノ考慮ハ何等從前ト變ラナイト承知シテ宜シイノデアリマスカ

○政府委員(松隈秀雄君) 其ノ點ニ付キマシテハ從來ト大シタ變更ヲ見ナイモノト存ジテ居ルノデアリマス、如何ナル種類ノ債券ヲ如何ニ組合セテ出スカト云フコトハ、一般ニ政府資金ノ撒布狀況、購買力ノ吸收ノ必要性等カラ勘案致シマシテ計畫致シテ居ルヤウデアリマスルガ、今回ノ間接稅ノ

増徵ニ依ッテ、直接其ノ計畫ニ影響ヲ受ケルレルダラウト見透シテ居リマス

○男爵東郷安君 ソコデ話ヘ遡リマスガ、高ノ狀況ニ付テ概略御話ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(松隈秀雄君) 此ノ點ハ所管ガ違ヒマスルノデ、當該所管ノ政府委員カラ申上ゲルコトガ適當デアラウト思ヒマスルノデ、連絡致シマシテ他ノ機會ニ申上ゲルヤウニサシテ戴キタイト思ヒマス

○子爵大河内麿耕君 私ハ議事ノ進行デ御願ヒ致シマス、或機會ニ山林局長ニ出テ戴キタイ、サウシテ大藏大臣ト御同席ノ上質問ヲ申上ゲタイト思ヒマス

○委員長(伯爵酒井忠正君) 承知致シマシタ

○男爵東郷安君 (曩ニ政府ハ本年ノ一月二十六日ノ閣議決定デ、船員ニ對スル國家的待遇ノ途ヲ講ゼラレマシテ、戰時下船員ノ職務ニ付テハ國家的重要性ガ公的ニ闡明セラレ、其ノ待遇ニ付テモ殆ド公務員ニ準ズデアリマスルガ、今回斯ウ云フ風ニ船員ニ對シテモ陸海軍ノ軍屬トスルト云フコトニ定メラレマシタ以上ハ、此ノ法律ノ趣旨ガ當然享受セラレル、及ブモノト了解シテ宜シウゴザイマスカ、其ノ點ヲ伺ヒタイ)

○政府委員(松隈秀雄君) 船員デアリマシテモ軍屬トナシタト云フ場合ニ於キマシテ、モ陸海軍ノ軍屬トスルト云フコトニ定スノデ、私共モ適當ナ機會ニ徹底方ニ付テ取計ラヒタイト思ヒマス、尙先程東郷男爵カラ御尋ノアリマシタ小額債券、即チ特別報國債券ニ付キマシテハ今迄ノ處、九回賣出サレテ居ルヤウデアリマス、第一回ハ昭和十六年ノ七月十五日ニ賣出サレマシタ一千萬圓、第二回ハ昭和十六年八月二十一日ニ賣出シマシタ五百萬圓、第三回ハ昭和十六年十一月十五日ニ賣出シマシタ五百萬圓、第四回ハ昭和十七年一月六日ニ賣出シマシタ七百萬圓、第五回ハ昭和十七年四月二十日ニ賣出シマシタ一千萬圓、第六回ガ昭和十七年七月十六日ニ賣出シマシタ七百萬圓、第七回ガ昭和十七年八月十五日ニ賣出シマシタ三百萬圓、第八回ガ昭和十七年十

リマス、ソコデ政府ノ溫キ御趣旨ガ果シテコトハナカラウト思ハレマスルノデ、大體船員ノ保護、優遇ニ對シテ徹底セラレルナラバ、當時發表セラレマシタ船員ノ功績トカ、戰爭中殉職シタ者ニ付テ公葬ヲ行フ等ヲシテ船員竝ニ其ノ遺家族ニ對シテ適當ナル援護扶助ヲ行フ、又町内會トカ、隣保班実施セシムルト云フヤウナコトニ加ヘテ、マシテ、既ニ一月二十六日ノ閣議デ決定セラレタ優遇ニ關スル發表バカリデナク、茲迄政府ノ恩典ガ徹底スルト云フコトハ、現在新タニ陸海軍ノ軍屬トナル船舶ノ乗組員ニ與ヘラレルト云フコトハ非常ナ特典デアリマシテ、既ニ一月二十六日ノ閣議デ決定セラレタ優遇ニ關スル發表バカリデナク、茲迄政府ノ恩典ガ徹底スルト云フコトハ、現在遠ク海洋ニ働く船員ニ對シテハ非常ナ激励トナリ士氣ノ昂揚トナルコトト思ヒマス、此ノ點ハ政府トシテモ進ンデ全船員、全國民ニ廣ク徹底スルヤウニ、或機會ニ於テ御取計ヲ願ヘレバ時局柄非常ナ良キ刺戟トナルト私ハ信ズルノデアリマス、其ノ點ヲ申添ヘマス

○政府委員(松隈秀雄君) 只今東郷男爵ノ御述ニナリマシタ點、誠ニ御尤モデアリマスノデ、私共モ適當ナ機會ニ徹底方ニ付テ取計ラヒタイト思ヒマス、尙先程東郷男爵カラ御尋ノアリマシタ小額債券、即チ特別報國債券ニ付キマシテハ今迄ノ處、九回賣出サレテ居ルヤウデアリマス、第一回ハ昭和十六年ノ七月十五日ニ賣出サレマシタ一千萬圓、第二回ハ昭和十六年八月二十一日ニ賣出シマシタ五百萬圓、第三回ハ昭和十六年十一月十五日ニ賣出シマシタ五百萬圓、第四回ハ昭和十七年一月六日ニ賣出シマシタ七百萬圓、第五回ハ昭和十七年四月二十日ニ賣出シマシタ一千萬圓、第六回ガ昭和十七年七月十六日ニ賣出シマシタ七百萬圓、第七回ガ昭和十七年八月十五日ニ賣出シマシタ三百萬圓、第八回ガ昭和十七年十

月一日ニ賣出シマシタ八百萬圓、第九回ヘ
昭和十七年十二月二十六日ニ賣出シマシタ
八百萬圓、合計致シマシテ六千三百萬圓ニ
及ンデ居リマスルガ、是ハ今日迄ノ處大體
賣切レテ、殘ツテ居ルモノハナイ模様デゴ

○子爵大河内輝耕君　主税局長ニ伺ヒマス
ガ、此ノ立法ヲオヤリニナルニヘ、外國ノ
例モ御調ニナツタラウト存ジマスガ、日本
ノ税ハ外國ニ比シテ高イト云フ人モアルシ
安イト云フ人モアル、餘リ詳シイコトハナ
ンデスガ、極ク簡単ニ要點ダケ、外國ト比
較シテ御述ヲ願ヒタイ

○政府委員(松隈秀雄君)　今回臨時軍事費
ノ財源ニ充テマスル爲ニ増税案ヲ計画致シ
マシタノデアリマスルガ、其ノ場合ニ於キマ
シテ、直接税ヲ増徵スベキヤ、或ヘ間接税
ヲ増徵スベキヤ、又ヘ直接税ト間接税トヲ
併セテ増徵スベキデアルカドウカト云フコト
ニ付キマシテ研究致シタノデアリマスルガ、
直接税ニ付キマシテヘ、我ガ國稅率ハ之ヲ
外國ト比較致シテ見マスルニ、必ズシモ非
常ニ高過ぎギルト、斯ウ云フコトヘ言ヘナイ
ト思フノデアリマス、一例ヲ所得稅ノ最高
稅率ニ取ツテ見マシテモ、我ガ國ニ於キマ
スル所得稅ノ最高稅率ヘ、不動產所得稅デ
五十萬圓ヲ超エマスル場合ニヘ……實際問
題ト致シマシテハ不動產所得テサウ云フ大
キイノハナノデアリマスガ、假ニアリト
致シマスルト、分類所得稅ガ百分ノ十六、
綜合所得稅ノ最高稅率ガ五十萬圓ヲ超エル
部分ニ付テハ百分ノ七十二デアリマスルカ
ラ、合計百分ノ八十八デアリマス、英國ニ
於キマシテヘ、所得稅ノ最高稅率ヘ、普通

率ハ百分ノ四七・五トナッテ居リマスルカラ、兩者ノ合セマスルト云フト二萬「パウンド」ヲ超エルヤウナ所得金額ニ對シマシテハ、百分九七・五トナッテ居リマス、「アメリカ」ニ於キマシテ、普通所得稅ト附加所得稅ト、最近ニ設ケラレマシタ勝利稅ヲ加ヘマスルト云フト、所得稅ノ最高稅率ハ百分ノ九一ニナルヤウデアリマス、「ドイツ」ニ於キマシテハ最近迄ノ資料ニ依リマスルト云フト、所得稅ノ最高率ハ百分ノ六五デ一應止ヅテ、居ルヤウニ思ハレルノデアリマス、從ヒマシテ、所得稅ノ最高稅率ダケヲ見マスルト云フト、「イギリス」ガ最モ重ク「アメリカ」ガ之ニ次ギ、日本ヘ其ノ次ニアツテ、「ドイツ」ハ日本ヨリモ少シ下ニアルヤウデゴザイマス、今回直接稅ヲ增徵スルカドウカト云フコトニ付キマシテハ研究致シタノデアリマスルガ、差當リ直接稅ヲ增徵シナイトイテハ、外國トノ比較ヲ致シタノデアリマスルガ、國々ニ於キマシテ立法ノ沿革、ソレカラ奢侈的ノ消費ト見ルカ見ナイカト云フヤウナ觀點カラ致シマシテ、相當、稅率ガ區々アリマス、併シボツツ～外國ノ方ガ高イヤウナ稅金ハ國ニ依ツテ違ツテ居リマシテ、麥酒寸ノ稅金ノ如キモノハ、大體ニ於テ外國ノ方ガ日本ヨリモ高イヤウデアリマス、麥酒ノ稅金ハアルノデアリマシテ、例ヘペ鱗モ既ニ相當高クナツタヤウニ思ヘレルノデアリマス、併シボツツ～外國ノ方ガ高イヤウナモノハアルノデアリマシテ、麥酒寸ノ稅金ノ如キモノハ、大體ニ於テ外國ノ方ガ日本ヨリモ高イヤウデアリマス、麥酒比較的安い稅率ニ置イテ居ル國モアリマス

ルノデ、サウ云フ國ト較ベマスルト云フト
日本ノ麥酒ノ方ガ遙ニ高イト云フコトニ
成ツテ居リマス、ソレカラ 物品稅ニ付キ
シテ、賣上稅ヲ施行シテ居リマスル國ヘ
稅率ハ百分ノ二デアリマスルケレドモ、
上稅ハ數段階ニ掛ルト云フコトニナリマ
ルカラ、果シテ物ニ依ッテ負擔ヲ幾ラト
タラ宜イカト云フコトニ疑問ガアリマス
ノデ、チヨット比較ガシニクイヤウニ思
レルノデアリマス、一回限リノ課稅ト致
マシテ英國ノ仕入稅ト云フノガゴザイマ
ガ、是ハ稅率ヘ六割六分六厘ト云フヤウ
稅率ニナツテ居リマスルノデ、我ガ國ノ稅
ト比較致シマスルト云フト、増稅後ヘ最
稅率ガ物品稅ヘ百分ノ八十、最低稅率ヘ
分ノ十二ニ相成ツテ居リマスルカラ、我ガ國ノ
率ニ高イモノアリ、低イモノアリト云ツタ
ウナ狀況ニ相成ツテ居リマス、ソレカラ
ルコール度ノ高イ沸騰酒ト云ツタヤウナ
ノノ稅率デアリマスルガ、是ヘ英國等デ
相當高イ稅率ニナツテ居リマス、我ガ國ノ稅
率ヘ今迄雜酒ノ稅率ガ比較的低カッタヤ
デアリマスルガ、今度ノ改正ニ依リマシテ、
雜酒ノ稅率ハ相當キツク引上げラレタ、或
度外國ノ高イ稅率ニ接近シテ參ツタト思
ノデアリマス、ソコニ尙比較致シマシテ、
我ガ國ヨリモ少シ高イ國モアレバ、モウ我
ガ國ノ方ガ高クナツテ居ルト云フヤウナ
果ニモナツテ來タ方面ガアルト思フノデ
リマス、娛樂稅、遊興飲食稅等ニ付テ見
スルト云フト、我ガ國ノ稅率ヘ非常ニ高
ヤウデアリマス、是ハ遊興飲食稅ニ付テ
率百分ノ百二十二ニナツテ居リマスガ、ドウ一

ハ、租稅及印紙收入以上ハ一般會計ノモノ
デアリマス、ソレカラ地方分與稅分與金
特別會計ニ入リマス租稅ガゴザイマス、
地租、營業稅、家屋稅ゴザイマス、ソレ
ヲ加ヘ、更ニ專賣益金ハ消費稅ノ變形トモ
見ルベキモノデアリマスルノデ、專賣益金迄
加ヘマスルト云フト、昭和十八年度ニ於テ
ハ約八十九億五千六百萬圓程ト相成ルノデ
アリマス、之ヲ國民所得五百億ニ對比シテ
見マスルト云フト、十七・九「パーセント」
ニナリマスルカラ、先ツ十八「パーセント」
ト言ヘルト思フノデアリマス、尙地方稅モ
國民ノ負擔デアリマスルノデ、先程申上ガ
已ムヲ得ズ十六年度ノ調定額ヲ其ノ儘使
ヒマシテ、八億一千八百萬圓程ヲ加ヘルコ
トニ致シマスルト云フト、國稅及地方稅ノ
計ハ、九十七億七千五百萬圓程ニナリマス、
之ヲ五百億ニ對比シテ見マスルト云フト、
十九・五「パーセント」見當ニナリマスルカ
ラ、先ツ大略二十「パーセント」見當ニ相成
ルト思フノデアリマス、外國ニ付キマシテ
ハ、昭和十八年度ニ該當スル數字ハ得難イ
ノデアリマスルノデ、昭和十六年度ニ該當
致シマスル千九百四十一年度ニ付テ申上ゲ
ト「デアリマスルカラ、先ツ十五「パーセント」
於キマシテ、三十一・四九「パーセント」程
ニナシテ居リマス、米國ハ十四・九「パーセント」
ト「デアリマスルカラ、先ツ十五「パーセント」
ト」ト云フ所デアリマス、「ドイツ」ハ一十七・
八三ト「云フ率ニ出テ居リマスルカラ、先
づ二十八「パーセント」程度ゴザイマス、

其ノ場合ニ於キマシテ、同ジ年度ノ日本ノ國民所得ニ對シマスル租稅ノ割合ヘ、國稅ノミテ申上ゲマスルト云フト、約十二・四〔パ一セント〕位ニナッテ居リマスルノデ、其ノ當時ニ於キマシテ、日本ノ國民所得ニ對シマスル租稅負擔へ比較的低ク出テ居ル、他ノ國ニ較ベテ低ク出テ居ルヤウデアリマス、其ノ後日本モ増稅致シマシタガ、交戰各國トモ何レモ相當增稅ヲ致シテ居リマスルノデ、大觀致シマシテ、今日國民所得ニ對シマスル租稅負擔ノ割合ヘ、依然日本ノ方ガ數字的ニハ低ク出ルノデヘナイカト思フノデアリマスガ、是ハ單ニ國民所得ノ對租稅ノ比率ノミヲ以テ總テヲ論ジ去ル譯ニ行カナイ問題デアリマスルノデ、國民所得ノ分布狀況、資本ノ發達狀況ト云ッタヤウナ各種ノ觀點カラ議論ヲシナケレバ、單ニ數字ガ低イカラ非常ニ負擔力ニ餘裕ガアルト、斯ウ云フコトハ一概ニハ言ヘナイト思ヒマス

相当ノ位置ヲ占メテ居ルヤウニ思フノデアリマス、ソレデ日本ノ税ノ負擔者ト云フモノハ只今所得ニ於キマシテ、三千圓以上ノ者ガ負擔ヲシテ居リマスルガ、ソレ等ノ人ト外國ノ、所得ヲ負擔ヲシテ居ル階級ノモノトノ比較ヲシテ見レバ、必ズシモ日本ノ方ガ低イト云フ見方ニハ私ハナラヌト、斯ウ思ヒマスルガ、ドンナ風ニ御考デアリマスカ〇政府委員(松隈秀雄君) 只今橋本委員ノ御述ニナリマシタ國民所得ノ分布狀況デアリマスルガ、大體ニ於キマシテハ御觀察ノ通りデアラウト思ヒマス、我ガ國ニ於キマシテハ、比較的高額所得者ノ數ガ少ク、少額所得者ノ數ガ多イ、外國ニ於テハ大體高額所得者ノ數ノ方ガ多クテ、小額所得者ガ少クテ、桶ノヤウニ窄ンデ居ルト云フヤウナコトハナイヤウデアリマス、唯上ガ細クテ、下ニ行シテ太クナル其ノ割合ガ、「ピラミッド」型デアル場合モアレバ、或ハ上ノ方ハ五重塔ノ先ノ尖ツタ所ノヤウニ、非常ニ細シテシマツテ居ルト、斯ウ云フヤウナ恰好トノ差ヘアルヤウデアリマス、ソレカラ三千圓位ノ階級ニ對シマスル所得ノ負擔狀況ヲ調べテ見マスト云フト、概シテノ話デアリマスガ、比較的我方國ノ課税ノ率ハ輕イヤウニ思ヘレルノデアリマス、英國等ニ於キマシテハ、我ガ國ノ分類所得稅ニ當リマス普通所得稅ノ場合ニ於キマシテ、獨身者ノ場合ニ於キマスル所得百圓當リノ負擔、即チ平均稅率デ申上ゲマスルト云フト、日本ハ十一「パーセント」半、セント、「ドット」ハ十一「パーセント」半、

英國ハ十二「パー セント」、「フランス」ハ「十
四「パー セント」程度ニナシテ居リマス、一萬
圓ニナリマスト、日本ハ二十一「パー セン
ト」程度デアリマスルガ、英國ハ三十一「パー
ーセント」ニナリ、「ドイツ」ハ二十九「パー
ーセント」ニナリ「フランス」ハ三十二「パー セ
ント」ニナルト云フ風ニ出テ居リマスノデ、
マスガ、ソレヨリ少シ上ニ行キマスト、相
當外國ノ租稅負擔ヘ重イヤウデアリマス、
從ヒマシテ今後ニ於キマスル所得稅ノ稅率
ノ組ミニ付キマシテハ、高額所得者ニ或
程度ノ負擔ヲサセルコト勿論必要デアリマ
スルガ、中位ノ程度ノ所ニ於テ相當ノ負擔
ヲスルト云フヤウナ、稅率ヲ盛ルト云フヤ
ウナコトガ一つノ考ヘ方デハナイカト思フ
ノデアリマス

斯ウ考ヘルノデアリマスガ、財政家ト云フ者ハ矢張リ先ノ先迄モ當然頭ニ御持チニナツテ居ル必要ガアルト思フ、以前ハ十年概計表ト云フヤウナモノヲ御示ニナツテ居ツタ、是ガ當テニナツタカナラヌハ暫ク措キマシテ、矢張リサウ云フ御考ヲ時ノ財政家ガ御持チニナツテ居ツタト云フコトヘ窺ヘレルノデアリマスガ、當然大藏大臣ト致シマシテハ、今後ノ財政ニ付キマシテモ、相當ノ御考ヲ直接税トノ關係ニ於キマシテ、相當マダ課税スルノ餘地ガアルト御認メニナツテ居ラレマセウカ、其ノ點ヲ御尋ネ致シタイト思ヒマス

計畫モ實質ハ間接稅ト略、同ジ性質ノモノデアリマスガ、ソレ迄人レマスルト、一年間、平均年度十六億圓ニ近イモノニナリマス、併シ間接稅ダケデ十六億圓ハ相當ナ大キナモノデアリマシテ、今見マスト、是ハ將來上ガル餘力ハ少イヤウニ見エルノニアリマス、併シ限度ト云フコトヲ申シマスガ、矢張リ是ニモ彈力性ガアル譯デアリマシテ、相當此ノナガラ此ノ國民生活ニ付キマシテモ、最低度ト云フコトヲ申シマスガ、矢張リ是ニ感ジノ部分ガ入りマス譯デアリマス、同ジ戰爭ニ致シマシテモ、支那事變ノ初メノ段階ニ於キマス場合ト、大東亞戰爭ニナリマスル間接稅ニ付キマシテモ、私ハ矢張リ或程度ノ出テ來ル譯デス、尙今後進ムニ從ヒマシテモ只今デハ餘リ餘地ガナイト見ラレマスル間接稅ニ付キマシテモ、其ノ時ノ戰局、戰費、國兵増徵ヲシ得ル狀態ガ出テ來ルデアラウ、而モ是ガ相當高イ程度現ニ引上ゲテ居ル譯デアリマスカラ、其ノ時ノ戰局、戰費、國兵ノ氣持、有ラユル觀點カラ致シマシテ、甘處ニ自然ニ其ノ時ニ於ケル限界ト云フモノガ私ハ出ルヤウニ感ジテ居リマス、一面君ニ依ツテ國民ガ自覺シタ、所謂時局認識ヲ致シマス、是ガ刺戟トナリ、國民ノ時局認識ガ進シテ、ソコニ擔稅ヲシ得ル實際ノ力ガアルト出テ參リマス、間接稅モ私ハ是デ行詰リギアルトヘ存ジマセヌ次第アリマス、直轄稅ノ如キハマダ相當餘地ガアルト申シマスルカ、或ハ餘地ガアルト云フト樂ニ擔稅モ出來ルヤウデアリマスガ、サウデナク、相當引上げネバナラヌト云フ時期ガ參ルヤウニ存ジテ居リマス

其ノ通リ、デゴザリマシテ、私モサウ考ヘテ居リマス、次第デアリマス、消費稅ニ付キマシテハ、今回ノ引上ハ御話ノ通リニ非常ニ突飛ナモノモアリマス、是デ一時非常ニ「シヨック」ヲ與ヘマシテ、或ハ稅收入ノ基本ニ於テ多少ノ狂ヒヲ來シハセヌカト私ハ思フノデアリマス、併シ是ハ慣ルレバ、或ハ稅ヘ古イ程宜イト云フコトヲ申シマスノデ、何等心配ハナカラウト思ヒマスケレドモ、差當リ十八年度ニ於キマシテハ、餘リ突飛ノ引上ノ爲ニ、詰リ其ノ基本ノ數量ニ於テ自然減少ヲ來シテ、豫算ノ收入ノ上ニ於テ相當ノ齟齬ヲ生ジハシナイカト思フノデアリマス、多少是ハ減少スルモノト云フ豫想ノ下ニ豫算ヲ御組ミニナツタノデアリマスカ、若シサウダトスレバ、其ノ割合ハドノ位デゴザイマセウカ

ハ減ラナイ、斯ウ見ルノモ相當ゴザイマス、ソレデナク非常ナ増率ノ爲ニ、相當ニ減ルダ
是ハ御尋ノ範圍外ニナルカモ知レマセヌガ、結局稅收入ヲ得マスト同時ニ、資金、
資材、労力、總テノモノガ戰力增强ノ方ニ集中轉換ヲスルト云フコトヘ、有ラユル施
策ガ其ノ面ニ向ヒマスヤウニ、今回ノ間接稅ノ增徵モ其ノ點ガ考慮致シテアリマシ、少
シク強ク申上げマスレバ、意想外ニ消費ガ減ズレバ幸デアル、稅收入ノ缺陷ガ客觀的ニ
申シマスト、私ハ是ハアレダケヘ取レヌト思ヒマス、或稅ニ於テハ殖エマシテモ、或稅ニ
於テハ減リマシテ……唯寧ロ希望ヲ申セバ、取レナイ位ニ消費ガ減ル方ガ望マシイ、全
經濟ノ爲ニハ望マシイ位ニ考ヘテ居リマスガ、其ノ結果ハ稅收入ニ若干ノ缺陷ガ生ジ
マシテモ、ソコニハ稅收入ノ缺陷ヲ生ジタ以
上ノ消費ノ節約ガ出來、半面資金ノ蓄積ガ出來マス、是ハ如何様ニモ財政的ニ利用シ得
ル途ハアリマス、毫モ困ルドコロデヘナク、其ノ結果ハ寧ロ、却テ經濟的ニモ良好ナリ
ト考ヘテ居ル次第デアリマス、稅收入ハ減ツタ
ラ減ツタデヤル途ハ幾ラモアル、寧ロ其ノ方
ガ宜シイ位ニ考ヘテ居リマス、唯私ノ觀測
ヲ申上ゲマスレバ、今年度ノ稅收入ニ見積リ
マシタ位ノモノハ實際ニ入ツテ來ル、寧ロ
決算ニ於テハ幾ラカ餘計位ノ状態デ入ッテ
來ルノデハナイカト思ハレル位デアリマス
○橋本辰二郎君 私只今ノ御尋ヲ致シマシ
タノデアリマスガ、御答辯ニ依リマシテ私
モ能ク悟ル所ガアリマシタ、實ハ一時、私
ハ斯ウ云フ突飛ナ引上ニ付テハ、必ズ稅收

入ガ減ルモノト見テ居リマシタガ、近來或方面ノ景氣ヲ伺ヒマスト、ナカノ素晴シイ景氣デアルサウデアリマス、又保險事業デアリマスガ、是ハ只今大藏省ノ管轄ニナツテ御承知デアリマセウガ、近來生命保険ノ加入者ガ著シク増シテ、是等ハ矢張リ餘裕ノアル證據デアリマシテ、是ハ貯金ノ意味ヲ持ッテ居ルモノトヘ思ヒマスルケレドモ、矢張リ手許ニ相當ノ餘裕ノアル結果、此處ニ來タト見ナケレバナリマセヌノデ、サレバ御話ノ通りニ收入減ト云フモノヲ見ルヤウナ虞ハナイ、斯ウ私へ考ヘルノデアリマス、其ノ點へ御同感デゴザイマス、ソレカラ今後ハ増税ニ付キマシテハ、矢張リ間接税ト直接税ト交互ニ上ゲルカ、同時ニ上ガルカト云フヤウナコトハ、其ノ時ノ經濟界ノ状況ナリ、戦力ノ進展等ニ伴テ適當ニ按排セラレルモノト思ハレマスルガ、私個人ト致シマシテノ考デハ、直接税ト云フモノハ概シテ、是ハ事業ノ資本トナツテ生産増強ニ非常ニ貢獻スルモノガ多イ、一方間接税ト云フモノハ、是ハ浪费セラレルモノ、所謂購買力ヲ吸收スルト云フ效果ガ非常ニ大キイカト思フノデアリマス、之ニ付キマシテハ色々々租税原論トカ、學說等ニ付キマシテ、色々ナニガアリマスルガ、戰時中ニ於テ戰費ヲ調達スル上ニ於キマシテハソンナ學說トカ、理論トカ云フヤウナモノハモウ重キヲ置ク必要ハナイト思ヒマス、現ニ「ドイツ」「フンク」ノ如キ者ハ、此ノ際租稅ノ收入、戰費ノ調達ニ付テハ理窟ナドヘモウ要ラナイ、要スルニ國民ニ直接ノ犠牲ヲ與ヘズシテ、且徵稅費ヲ要スルコトガ割合ニ少ク、手數ヲ掛ケルコトガ少クシテ、稅ノ收入ヲ圖ルノガ第一グト云フコトヲ申

シテ居ルヤウニ聞イテ居リマス、是ガ所謂間接税ニ重キヲ置ク所以デアラウト思ヒマスガ、今後財政ヲ配セラル、際ニ於キマシテハ、其ノ點ヘ一ツ御考慮ヲ願ヒタイトゴザイマセウカ

○國務大臣(賀屋興宣君) 御尤モナ御意見
デゴザイマシテ、戰爭ノ場合ニヘ戰鬪行爲其ノモノデモ理窟バカリニ拘ヅテ行ク譯ニイカナイ、ヤレバドウシテモ、何トシテ勝タナケレバナラヌト云フ場合ガ多イ存ジマシテ、是ハ鉢後ニ於キマシテモ、矢張リ是ヘ戰爭中デアリマスノデ、餘リ理窟バカリ拘ヅテ行クト云フコトハ、是ヘ宜シクナイ、斯ウ云フ考ヘ方ニ付テハ全ク御同感デアリマス、近來衆議院ニ於キマシテモ平素ノ租稅原則ナドニ因ハレナイデ、ドシヽヤダタ方ガ宜イデヤナカト云フ趣旨ノ御意見モ拜聽致シマシタ、寧ロ議會ノ方カラ何ト申シマスカ、寧ロ當事者ノヤリ方ヲ樂ニスルト云フヤウナ御意見ガ出ルノデ、私共ハ非ニアリマス、矢張リ間接税ニ致シマシテモ、之ヲ生活必需品其ノ他ニ同率デ掛ケルヤウナコトニナリマスト、實際ニ稅金ヲ拂ヒマス時ニヘ、直接税トシテノ苦痛ハ國民トシテハ感ス、矢張リ間接税ニ致シマシテモ、之ヲ生

活必需品其ノ他ニ同率デ掛ケルヤウナコトニナリマスト、實際ニ稅金ヲ拂ヒマス時ニヘ、直接税トシテノ苦痛ハ國民トシテハ感ス、矢張リ間接税ニ致シマシテモ、之ヲ生活必需品其ノ他ニ同率デ掛ケルヤウナコトニナリマスト、實際ニ稅金ヲ拂ヒマス時ニヘ、直接税トシテノ苦痛ハ國民トシテハ感ス、矢張リ間接税ニ致シマシテモ、之ヲ生

ハシナイカト云フヤウナ、詰リ個人的ナ觀點カラ立ッタ負擔ノ均衡論ト云フコトヘ、是ハ宜シクナイト考ヘマスルガ、寧ロ各人ハ争ツテ、財的ニ國家ニ奉公スル爲ニ餘計稅ヲ納メルノダ、此ノ氣持ハ有難イ、サウナクチヤナラスト思ヒマスケレドモ、矢張リ國民ガ堪ヘ得ルトカ、能力ニ應ズルトカ云フ所ヲ見マシテ課稅スルコトガ、結局國民ガ長キニ瓦ツテヨリ多ク國家ニ御奉公ヲ爲シ得ル力ヲ養ヒ、存續シ得ル所以デアルト思フノデアリマス、其ノ點ニ於テハ當局者トシテハ非常ニ慎重ニ考ヘテ行カナケレバナラヌ、衆議院ニ於テハ、實ニ應能課稅ノ原則ハ、議員ノ色々發言サレタ方ニヘ、私共ナ方ガ寧ロ重視スルヤウナ、問答ヲ致シテ居リマス間ニ氣分ガ出来ル位デアリマス、矢張リ私ハ其處ハ十分ニ進ンデ考ヘテ行カナケレバナラヌ、今回ノ間接稅ニ致シマシテモ、消費ノ性質ニ應ジテ非常ニ差等ヲ設ケテ、是ハ間接稅トシテハ隨分從來ヨリヘ違ツタ行キ方デアリマス、簡單ニ行ヘバ稅率ヲ少クシテ課稅ヲシマスルコトガ極メテ徵稅上樂ナノデアリマス、ソレハ矢張リ國民ガ能力ニ應ジテ負擔スル所以デモナク、國民ノ消費ガ戰時トシテ適正ナ方ニ已ムヲ得デ、私ハ衆議院デモ今回ノ間接稅ハ直接的間接稅ナリ、負擔能力ニ應ズルト云フカ、ステモ宜イ方ニ行カナイヤウニスルト云フ、ソレ等ノ心構ヘガ必要デアリマスルノデ、カラ言ヘバ是ハ誠ニ面倒ナコトデアリマス、稍々難キヲ選ンダヤウナ觀點ガアリマスガ、是モ必要ナリト考ヘテ居ルノデアリマス、今御示ノヤウナ御考ヲ戴クト云フコトヘ、

我々トシテ非常ニ有難イ、少々當事者ニ無理ガアッテモ簡單ニヤッテ喜ンデ税ヲ出サウト云フ此ノ氣持ト云フモノハ非常ニ有難イノデアリマス、ソレダケニ我々ノ方ニヘ、云フ風ナ考ヘ方ヲ致シテ居リマス
○橋本辰二郎君 只今御意見ヲ承リマシテ誠ニ結構ニ存ジマス、次ニ私ハ茲ニ表ヲ戴キマシタガ、此ノ相續税ノ物納問題ニ付キマシテ御尋ネシタイト思ヒマス、近來國民ノ全體ニ亘ツテデモアリマスルガ、就中高額所得者ノ租税ノ負擔ト云フモノハ、御承知ノ通り隨分重イノデアリマス、之ニ又莫大ナ相續税ヲ負擔致シマスト、ナカノ此ノ相續税ノ納入ニヘ非常ニ苦心ヲスルノデアリマス、私ハ相續税ノ物納ト云フコトハモウ多年、十數年前カラ主張シテ來タノデアリマスガ、是ハ私ノ眞意ハ必ズシモ物デ納メルト云フノデハナクシテ、此ノ制度ヲ設クルコトニ依ツテ、比較的穩健ナル評價ガ爲シ得ラル、斯ウ云フコトヲ期待シタノデアリマス、昔税關ニ於キマシテ從價税ノ時デアリマシタガ、餘リ鑑定價格ガ高イト云フト、其ノ物ヲ以テ税ニ代ヘルト云フコトノ制度ガアレバ、決シテ苛酷ナ、不當ナル查定ハ受ケズニ濟ムト、斯ウ云フコトガ私ノ狙ヒ所デアツタ、處ガ此ノ物納ニハ不幸ニ致シマシテ、不動産ヲ過半持ツテ居ル者ニ限ツテ許サレルト云フコトデアリマシテ、其ノ適用範圍ト云フモノハ誠ニ狭イノデアリマ

ス、此ノ表ヲ見マスト該當スル事項ハナイ
ト云フコトニテアル、一人モ物納シタ者ハナ
イヤウデアル、是ハ折角持ヘマシタケレド
モ、其ノ適用範圍ガ餘り狭イガ爲ニ斯ウ云
デ不動産方財產ノ過半ヲ占メルト云フヨリ
モ、私ハ都會ノ地ニ於ケル所ノ商品トカ、
若シクハ不動産トカノ評價ノ適正ナルコト
ヲ期シタイト云フコトガ希望デアリマス、
不動産ガ過半ヲ占メルト云フノハ、矢張り
郡村ニ於ケル所ノ大地主デナケレバ殆ド見
ラレナイナニデアリマスガ、此ノ農村ノ田
畠ノ評價ト云フコトハ、餘リ不公平ハナイ
ヤウニ聞イテ居リマスケレドモ、單リ都會
地ニ於ケル市街宅地ノ評價ハ非常ニ區々ニ
亘リマシテ、甚ダシキハ百圓ノ價值シカナ
オモノヲ稅務署ハ二百圓ニモ評價ラシテ、
決シテ讓フナイト云フヤウナ話モ往々聞ク
ノデアリマスガ、此ノ際斯ウ云フコトヲ述
ベルノハ時機デヘナインデアリマスガ、若
シモ適當ナル時機ガ參リマシタナラバ、是
ハ何トカ緩和ヲスルトカ、若シクハ實際此
ノ法律ノ餘惠ヲ受ケルヤウナコトニ御進ミ
ニナルト云フ御意思ハナイノデアリマセウ
力

タ金額ヨリモ、時價ガ大體上向キデゴザイ
マスレバ、強ヒテ其ノ物ヲ提供致サナイデ
モ税金ヲ調達スル途ガ付ケ易イト云フ點ガ、
此ノ制度ノ比較的利用サレナイ理由デハナ
イカト思ッテ居ルノデアリマス、ソコデ將來
何等カノ理由ニ依リマシテ、不動産價格ガ
下向キニナツテ來ルト云フヤウナコトニ相成
リマスレバ、此ノ制度ヘ或程度迄利用サレ
ルコトト存ズル次第デアリマス、尙法律ノ
改正ノ問題ト致シマシテ、現在物納ノ場合
ニ置イテ居リマスル相續財產ノ價格中、不
動産ノ價格ガ二分ノ一ヲ超エテ居ナケレバ
ナラスト云フ、其ノ制限ヲ撤廢シテハ如何
カ、斯ウ云フ御意見デアリマスルガ、之ヲ
置キマシンタ趣旨ヘ、税金ハ現在デヘ現金納
付ト云フ建前ニ全部統一サレテ居ルノデア
リマスルガ、唯不動産ヲ相當澤山持ツテ居リ
マスルモノニ付キマシテ、相續ガ開始致シ
マスルト、其ノ不動産ヲ處分シナケレバ相
續税ガ納メラレナイ、不動産ヲ處分シナケ
レバナラナイ場合ニ於テ、處分ガ出來ニク
イ場合ガアル、或ヘ賣ラナケレバナラナイ
ト云フ事情ガ分ルト云フト、値段ヲ叩カレ
ル、斯ウ云フヤウナ事情ガアリマシテ、サ
ウ云フ場合ヲ救濟スル趣旨ヲ以チマシテ、
特ニ現金納付ニ對スル例外ノ制度トシテ物
納ト云フコトヲ認メタヤウナ次第デアリ
マスルノデ、相續財產中、不動産以外ノモ
ノガ相當アリマスルヤウナ場合ニ於キマシ
テハ、相續税ノ負擔モ現在程度デアリマス
ルナラバ、マダ著シク重イト云フ所迄至ツ
テ居リマセヌカラ、其ノ換價シ易イ財產ヲ
税金ニ充當スルコトニ依ッテ、左程ノ苦痛
ヘナカラウ、斯ウ云フヤウナコトデ、此
ノ二分ノート云フヤウナ制限ヲ置イタ

次第デアリマス、尙此ノ制度ガ、或程度斯
ウ云フ制度モアルカラ、税務署ニ於テ亂暴
ナ不動産ノ評價ヲシテ置クト云フト、其ノ
價格デ以テ税金ニ充當シテ吳レト云フ由出
ガアル、從ダテ是ヘ税務署ノ不動産ノ評價ヲ
適正ナラシメル、安全瓣ノヤウナ作用ヲス
ル、斯ウ云フヤウナ見方モアリマスガ、マ
ア税務署ノ不動産ノ評價ニ當リマシテハ、
斯ウ云フ規定ノ有ル無シニ拘ラズ、出来ル
ダケ適正ヲ期セシメマシテ、納稅者トノ間
ニ特ニ紛糾ヲ醸スココトノナ、イヤウニ平
生モ注意致シテ居リマスルガ、今後ニ於キ
マシテモ、御趣旨ノ點ヲ體シマシテ、十分
注意シシテ施行シテ參リタイト考ヘマス
○橋本辰二郎君 只今ノ御答辯ノ末尾ニ於
キマシテ、御同情アル御話ヲ承リマシタコ
トハ満足デアリマス、併シ御意見中、近來
不動産ノ價格ガ段々向上升ツ、アルト云フ
コトハ事實トハ相違致シテ居リマス、一昨
年頃ヘ其ノ頂上デアリマシテ、昨年以來段々
是ヘ市街宅地デアリマスガ、市街宅地ハ
低下ノ傾向ヲ逃ヅテ居リマス、ソレハ詰
リ商人ガ店舗ヲ張ツテ居リマシテモ、其ノ
店舗ニ依ツテ相當ナ利益ハ勿論、經費迄モ
償フコトハ出來ナイト云フヤウナコトデ、
段々閉店スルト云フヤウナ氣分ガ多イノデ
アリマス、從ヒマシテ都會ノ盛り場ニ於キ
マシテハ勿論、其ノ場末ニ於キマシテモ、
漸次今日デハ不動産ヘ低下スルノ傾向ヲ逃
リツ、アルノデアリマス、殊ニ不動産ヲ賣
リマシタ場合ニハ、其ノ賣上價格ノ八割ヲ
以テ公債ヲ買ヘト云フヤウナ制度ガアリマ
スガ、是チンカハ、不動産ヲ賣ル人ハヨクモ
ヨクノ人デアリマシテ、實ニドウモ八割モ
公債ヲ買ヘセラレマシテハ、折角賣リマシ

テ金ヲ以て家政ノ整理モ出來ナイト云フヤ
ウナコトモ往々アリマス、斯ウ云フ點モアリ
リマスノデ、折角相續財産ノ評價ニ付キマ
シテノ御同情アルト同ジヤウニ、稅ノ課税
及ビ其ノ收入ヘ一元化ニシテ、對立ヲ計サ
ヌト云フ大藏大臣ノ御話ハ誠ニ結構デアリ
マスルカラ、其ノ趣意ニ反セザルヤウニツ
今後御取扱ヲ願ヘバ大變仕合セト思ヒマス、
次ニ私ハ今回ノ消費稅ノ中デ産業戰士ニ對
シテハ、酒及ビ煙草ノ稅金ヲ輕減シタモノヲ
供給ラスルト云フ便法ヲ御設ケニナッタ
云フコトデアリマシテ、是モ一方カラ見マ
スレバ誠ニ結構デアリマスルガ、一昨年來
此ノ時局事業ニ勤務スル所ノ勞働戰士、產
業戰士ト云フ者ハ、比較的其ノ收入ハ多イテ
爲ニ浪費ノ傾向ガ強イノデアリマス、小サ
イ場末ノ遊興等ニ付キマシテハ、其ノ御得
意ハ主トシテ斯ウ云フ產業戰士ニ依テ占
メラレテ居ルト云フヤウナコトモ聞キマス
ノデ、是等ノ人ニ斯ウ云フ特典ヲ與ヘラ
ルト云フコトハ、果シテ當ラ得タモノニア
ルカドウカト云フコトヲ私ハ疑ハザルヲ
得ナイノデアリマスルガ、大藏省ニ於キマ
シテ斯ウ云フ特典ヲ御設ケニナリマシタ御
趣意ノアル所ヲ一應承ッテ置キタイト思ヒ
マス

ウ云フヤウナ場合ニハ、勿論其ノ範圍ニ於テ公債ヲ買入レルコトハ、是ハ出來ナイ譯デアリマシテ、ソレヲ強ヒテサウセシメルト云フ者ハ毫モアリマセヌ、サウ云フ間違アリマシタラ、ソレハサウ云フコトガナイヤウニ十分注意シテ參リマス、斯ウ云フコトヲ考ヘマシタノハ、只今色々工場ガ出來マス、軍事上飛行場ナド隨分廣イ土地ガ買ハレルトカ、詰リ賣ラナケレバナラヌモノデナク、非常ナ大キナ土地ノ今申シマンシタヤウナ買入ガ隨分アルノデアリマス、サウ云フヤウナ買入代金ト云フモノガ、是ガ所謂消費生産ノ購買ノ爲ニ金ガアルカラ、其ノ金ヲ向ケルト云フヤウナコトガ起キタラ非常ニ有害デアリマスカラ止メマス、無論金ガ要ルカラ整理スルト云フ場合ニハ、是ハ除外スル方針デアリマスカラ、其ノ實行ニ注意シテ参リタイト思ヒマス、一部ノ重要産業關係ノ方面ニ特定ノ價格デ酒ヲ配給シ、又其ノ爲ニ増税率ノ稅ヲ引上げナイ、此ノ點ニ付キマシテハ御話ノ如ク、一部勞務階級ニハ收入ノ良イ方面モ隨分アリマスルガ、是ナドハマダ遺憾ナガラサウハ及ビマセヌ勞務者殊ニ自由労働者階級モアリマスルシ、又實際所謂腕ガ良クテ本當ニ餘計取ル人モアリマスルガ、併シ勞務者全部ガ非常ニ收入ガ良イカト申シマスト、良イノモ見マスガ、全部ガサウ良イト云フ譯デモナイ次第同様ノ措置ヲ採リマシタノデアリマスガ、ト云フコトガ物價政策其ノ他デ極メテ必要ナノデアリマスルカラ、ソコデ酒、煙草モ入ラヌデアリマセウガ、併シナガラ其ノ若

習慣ノ人々、是ハ勞務者階級ニモ相當アル
ヤウデアリマス、色々増産上酒ヤ煙草ノ數
量ニ關シテ特別配給ノ要求モ多イ譯アリ
モアルト思フノデアリマス、今回ノ値上ト
云フモノハ、酒ニシマシテモ非常ニ大幅デ
アル、煙草モ大キイ譯デアリマス、是ハ勿
論各自ガ生活ヲ節約シテ、平タク申セバ
少ク共煙草代、酒ヲ前ト同ジヤウニスル
ニハ、マア飲ム量ヲ減シテ前ト同ジニスル
ト云フ趣旨ト、マア簡単ニ申セバ言ヘル譯
デアリマスガ、ソレガドウモ非常ニ大幅ナ
值上デアリマスカラ、ソコニ多少ノ無理ガ
アツテハイカヌ、サウスルトサウ云フ方面ヘ、
現在トシテ非常ニ重要ナ方面デアリマスル
カラ、是ハマア農業方面モ入レル積リナシ
デアリマスガ、ソコデ所謂生活費ノ増加ガ
賃銀水準ニ及ス影響モ考ヘマス、然ラバソ
コラノ飲ムダケ完全ニ安クスルカ、是ハ
非常ナ數量ニナリマスカラソコ迄ハ參リ
マセヌガ、其ノ點ニ貢獻ヲシマスルノト、
又サウ云フ點ニ國家トシテ力ヲ入レナケレ
バナラヌト云フ、今ノ此ノ緊要產業ノ増産
等ニ對スル一つノ意思ノ現レ、斯ウ云フヤ
ウニ強ヒテ分ケテ申セバ二點ニナルト思ヒ
マスガ、觀點カラア、云フ措置ヲ致シマシ
タ次第デアリマス、一つハ餘リ酒ニシマシ
テモ、煙草ニシマシテモ、増稅ガドウモ急
激デアル、之ニ對シテサウ云フ必要ノ方面
ニ多少ノ緩和ヲ圖ラナケレバナラヌ、斯ウ
云フ趣旨デアリマス

思ヒマス、近來農産物ノ價ト云フモノハ物價ニ比シマシテ安イノデアリマス、從ツテ農家ノ收入ト云フモノハ非常ニ窮屈ニチツテ居ルヤウニ聞イテ居リマス、是ハ農家ニ對シマシテハ以前ノヤウニ濁酒、ドブロクヲ拵ヘルコトヲ御許シニナルト云フ御考ハアリマセヌカ

○國務大臣(賀屋興宣君) ソレハ端的ニ申シマスルト、實ハナイノデアリマス、是ハドウモ相當今稅率ガ高クナリマスルカラ、單純ニ稅ノ方カラ申シマシテモ、ソレハ非常ナ高イ特許料ヲ取ラナケレバナラヌト云フコトニナリマス、又食糧ノ方カラ考へマシテモ個々ニ造リマスト云フコトニナレバ、ドウモソレニ向ケマスル數量、又米ナドノ其ノ消費ノ取締ト云フコトモ、是ハ非常ニ困難デモアリマスシ、旁、一面相當議論ハアルノデアリマスルガ、自家用酒ノ釀造ト云フコトヲ認ヌル譯ニハドウモ參ラヌト思ツテ居リマス

○橋本辰二郎君 モウ一つ御伺ヒ致シタイト思ヒマスガ、是ハ大藏省ノ主管デアリマセヌガ、國務大臣トシテ一ツ御盡力ヲ願ヘバ大變結構ト思ヒマス、ソレハ鐵道ノ運賃及通信料ノ改訂デアリマスルガ、此ノ鐵道ノ運賃ノ如キモノハ、近來旅客ノ賃金ヲ引上げラレマシタノデアリマスガ、貨物ノ運賃ハ未ダ一遍モ引上げラレタコトハナイト云フヤウニ承ッテ居リマス、處ガ鐵道始テ以來今日迄ノ日本ノ物價ノ趨勢ヲ見マスルト、少クトモ五倍乃至十倍ニ當ツテ居リマス、從ツテ其ノ經營費モ少ナカラズ増嵩致シテ居ルト思フノデアリマシテ、昨年少シク旅客賃金ヲ引上げマシタガ、モウ五割位

イノデアリマス、若シサウナレバ今日ノ不急不要ノ旅客モ自然自肅ヲ致シマシテ、鐵道ノ混雜モ緩和ヲセラル、ト云フコトハ疑ヒナイト云フコトヲ見ル人モアルノデアリマス、又此ノ通信料ノ如キモノモ一、二回引上ダラレマシタケレドモ、是モ今日ノ物價較カラ見マスルト非常ニ安ノデアリマス、今日斯ウ云フ國家ノ興廢ヲ決シテ大戰争ヲヤツテ居ル時、デアリマスカラ、苟クモ增收ノ見込ノアルモノハ、何デモ手ヲ著ケベキモノデアルト私ハ思フノデアリマスガ、主管アリマスノデ、此ノ鐵道ノ賃金及通信料等ノ引上ニ對シマシテ御盡力ヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、如何デゴザイマセウカ○國務大臣（賀屋興宣君）　鐵道ノ旅客運賃上、本年度ニ於テ又増加スルト云フコトニ付キマシテハ少シドウカト思ヒマスルノデ、議ニ致シマセヌ次第アリマス、通信料ニ付キマシテモ大體同様デアリマス、併シ將來ハ御話ノヤウナ點ガアリマスノデ、十分考ヘテ參リタイト思シテ居リマス、唯此ノ鐵道ノ貨物ニ付キマシテハ、現在ハ此ノ貨物ノ重點輸送ト云フコトヲヤツテ居リマス、食糧其ノ他刻下緊要ナル石炭、鐵、サウモノ、賃金引上ヲ今ヤリタクナイ性質ノモノバカリデアリマス、石炭ノ如キモノモ

從來海運デアリマシタモノガ、非常ニ陸運ニ轉換シテ居リマス、サウ云フマア謂ヘバ金ニナラナイ輸送バカリデアリマシテ、今年ノ鐵道ノ收益歩合モ非常ニ悪クナッテ居リマスルガ、是ハ全般ノ戰時施策トシテ已ムヲ得ヌコトデアリマスノデ、現在輸送シテ居リマス貨物ノ大量ニ付キマシテハ、右申上ガマシタヤウナ事情デ當分增收ノ餘地ガナイト思ヒマス、其ノ他ノモノニ付キマシテハ、又機會ヲ得マシテ考慮ヲ致シタイト思ヒマス

○橋本辰二郎君 此ノ海上ノ運賃ト陸上ノ運賃ト云フモノハ元來非常ニ差ガアルノデアリマス、詰リ陸上ガ非常ニ高クテ海上ガ

安イノデアリマス、處ガ今日ノ實況デ見マスルト、尤モ兩方トモ負擔料ヲ入レテノ計算ニナルノデアリマスガ、海運ノ方ハ非常

ニ高イ、從ヒマンテ陸上ノ運賃ハ相當幅ニ引上げテモ其ノ餘裕アリト見テ宜カラウト思ヒマスルノデ、斯ウ云フコトモ御調査ノ上デ特別ノ御盡力ヲ願ヒタイト思ヒマス、私ハ是デ……

○國務大臣(賀屋興宣君) 今ノ運賃ノコトデチヨット申上ゲテ置キタイト思ヒマスガ、從來ノ海運ノ運賃ハ、陸上ノ運賃カラ比較致シマスレバ御話ノ通り高イノデアリマス、唯現狀ハ斯ウ云フ風ニナリマス、例ヘバ石炭ヲ北支カラ内地ニ輸送シマス場合ニ、之ヲ陸運ニ變更致シマスト、現在ヘ主トシテ朝鮮鐵道、滿鐵、華北鐵道ガ關係スルノデアリマスルガ、相當是等ノ賃金ハ抑ヘマシテモ高クナル、海上運賃ナラバ又餘程高クナリマス、高クナリマスルト、日本ニ於ケル石炭ノ原價ト云フモノガ高クナル、ソコデ政策上石炭ノ價格ヲ上ガナイモノト致シマスト、

其ノ差額ヲドウシテ行クカト云フコトガ直シテ、サウ云フモノガ又輸送量トシテ非常ニ大キナモノヲ占メテ居リマス關係上、今尙此ノ重要物資ノ販賣價格ヲ維持スルト云フ面カラ見マスルト、最早引上ノ餘地ガナイト云フカ、寧口引下ゲタイ、鐵道經營ニハ都合ガ惡イコトデゴザイマスルガ、サウ云フヤウナ因子ガ非常ニ多イ點ガアルノデアリマス、今ソレデ結論ヲドウスルト申上ゲル譯デハアリマセヌガ、マア其ノ邊ノコトモ今後御考ノ中ニ一つ加ヘテ、又色々御考ヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵酒井忠正君) 今日ハ此ノ程度ニ致シタイト思ヒマス、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、今日ハ是デ散會致シマス

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

午後三時五十八分散會

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

午後三時五十八分散會

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

午後三時五十八分散會

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

午後三時五十八分散會

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

午後三時五十八分散會

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

午後三時五十八分散會

委員長	伯爵酒井忠正君	忠正君	政府委員	大藏大臣	賀屋興宣君	國務大臣
副委員長	男爵東郷安君		大藏次官	谷口恒二君		男爵島津忠彦君
委員	公爵徳川家正君		大藏省主税局長	松隈秀雄君		男爵倉富鉤君
	公爵二條鞠基君		大藏書記官	池田勇人君		坂野鉄次郎君
	侯爵井上三郎君		同	平田敬一郎君		橋本辰二郎君
	子爵大河内輝耕君					安宅彌吉君
	子爵西尾忠方君					中島徳太郎君
	子爵梅園篤彦君					野村徳七君
	子爵綾小路護君					橋本辰二郎君
松本	桑治君					岩田三史君
小倉	康熙君					中野敏雄君
柴田	善三郎君					松本勝太郎君
男爵岩村	一木君					中島徳太郎君
男男益田	太郎君					野村徳七君

昭和十八年二月二十日印刷

昭和十八年二月二十一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局